

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第五号

昭和四十七年四月十八日(火曜日)
午前十時十三分開会

委員の異動

四月十三日

辞任

竹田 現照君

補欠選任

野上 元君

四月十四日

辞任

野上 元君

補欠選任

竹田 現照君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大森 久司君

川上 為治君

羽木 亨弘君

竹田 現照君

植木 光教君

小笠 公昭君

大谷藤之助君

久次米健太郎君

矢野 登君

阿具根 登君

林 虎雄君

中尾 辰義君

柴田利右エ門君

須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省企業局長

田中 角榮君

林田悠紀夫君

本田 早苗君

通商産業省企業局参事官

通商産業省重工業局長

郵政省郵務局長

郵政省経理局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省主計局主計官

通商産業省公害保安局参事官

通商産業省重工業局計量課長

工業技術院計量研究所長

工業技術院計量研究所第四部長

郵政大臣官房上席監察官

郵政大臣官房資材部長

増井 敏郎君

板倉豊文美君

斎藤 義郎君

田中 芳秋君

矢島 嗣郎君

溝呂木 繁君

浅見 喜作君

菊地 拓君

金子 太郎君

森口 八郎君

新井 市彦君

山本健太郎君

増井 敏郎君

板倉豊文美君

斎藤 義郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任

○沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中 通商産業大臣。

○国務大臣(田中角榮君) 沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御存じの通り、沖繩国際海洋博覧会は、昭和五十年に沖繩において開催されることとなっております。

本博覧会開催の目的は、沖繩の本土復帰を記念するとともに、全国民をあげてこれを祝うこととあります。この時期に沖繩で海洋博覧会を開催することが、将来にわたって本土と沖繩との人的交流等を増大させる契機となり、その結果、本土と沖繩の精神的一体化が促進されると考えるのであります。

また、政府といたしましては、本博覧会に関連して公共施設の整備をはかり、あわせて会場に設置される施設のと利用を適切、有効なものとするに努めてまいります。

接の責任者である沖繩国際海洋博覧会協会に対し、資金調達と人材確保との両面においてできる限りの協力と応援を行なうため、日本万国博覧会の例にならい、この法律案を提出することとした次第でございます。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、国が沖繩国際海洋博覧会協会に対し、博覧会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるとしたこととあります。

第二は、沖繩国際海洋博覧会協会の行なう資金調達事業に関し、国及び三公社の援助に関する規定を設けたこととあります。すなわち、その一つは、郵政省が、博覧会の準備及び運営のための資金に充てることを目的として、寄付金つぎ郵便切手を発行することができるとの特例を設けたこととあります。その二は、日本専売公社が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる製造たばこの包装を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるとしたこととあります。その三は、日本国有鉄道が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる国鉄施設を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるとしたこととあります。その四は、日本電信電話公社が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる電話番号簿を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるとしたこととあります。

第三は、沖繩国際海洋博覧会協会の業務の円滑な運営を期するため、国及び地方公共団体から適任者を採用する場合が予想されますが、こうした場合の人事交流の円滑化をはかるため、これらの者が沖繩国際海洋博覧会協会の職員から再び国または地方公共団体の職員に復帰した場合に、公

庫、公団等に出向した後復帰した場合と同様に、共済年金等に関し在職期間を通算する措置がとられることとしたことであります。

第四は、沖繩國際海洋博覧會協會の業務の厳正を期するため、同協會の役員及び職員は、刑法等の罰則の適用について、公務員とみなすこととしたことであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜われますようお願い申し上げる次第でございます。

○委員長(大森久司君) この際、理事竹田現照君が委員を一たん辞任されたため、理事に一名の欠員が生じておりましたので、理事の補欠選任を行ないたいと思います。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。それでは理事に竹田現照君を指名いたします。

○委員長(大森久司君) 再び沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題とし、補足説明を聴取いたします。

本田企業局長。

○政府委員(本田早苗君) 沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、若干の補足説明を申し上げる。

まず第一に、沖縄国際海洋博覧会は、海洋をテーマとする特別博覧会として世界で初めての試みであり、国をあげての大きな事業でありますから、国際的にも遜色のない内容のものとするため、政府といたしましてもできるだけの協力を惜しまない所存であります。このため、この法律客では、沖縄国際海洋博覧会に対する政府の協力方

針を強くあらわす意味で、国は、博覧会の主催者である沖繩国際海洋博覧会協会に対して、博覧会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内で、その一部を補助することができることを特に明らかにいたしております。

昭和四十七年度の国の予算におきましては、沖繩国際海洋博覧会出展準備費として三億二千七百万円、うち博覧会協会に対する事業費補助金として一億三千六百万円を計上し、現在国会で御審議を願っている次第であります。来年度以降の補助金に関しては、早急に博覧会の全体計画を策定し、これに基づいて関係各省とも協議しながら決定していきたいと存じている次第であります。

第二に、博覧会の準備及び運営のための資金に充てることを目的とした寄付金つき郵便切手の発行について御説明申し上げます。

現行法制のもとにおきましては、寄付金つき郵便切手等は、その寄付金を社会福祉の増進を目的とする事業を行なう団体、風水害等非常災害による被災者の救助を行なう団体等の必要経費に充てることを目的とした場合にのみ発行することができるとされていますが、日本万国博覧会の場合と同様の趣旨で沖繩国際海洋博覧会の場合にも同じ特別措置をすることとした次第であります。

なお、日本万国博覧会協会は、寄付金つき郵便切手により、一億四千万円の収入を得たのであります。

第三に、沖繩国際海洋博覧会の行なう資金調達

事業に関する三公社の援助について御説明申し上げます。これらは、いづれも日本万国博覧会の場合にも行なわれたものであり、沖繩国際海洋博覧会の場合にも資金調達を目的とした広告事業を予定したものであります。

その内容といたしましては、まず、たばこの包装を利用した広告事業による資金調達に対する日本専売公社の援助であります。

次は、日本国有鉄道の車内や駅舎等の施設を利用した広告事業による資金調達に対する国鉄の援助であります。広告の掲示は、可能な限り、いままですべてまで広告の掲示がなされていなかった新たななす

ペースをさいてこれを行なうこととしている次第であります。

また、人名別電話番号簿を利用した広告事業による資金調達に対する日本電信電話公社の援助は、原則として広告の掲出が禁止されている人名別電話番号簿に特別に広告スペースを設けて、これを沖繩国際海洋博覧会がその広告事業に利用できることとしたものであります。なお、日本万国博覧会協会は、これら三公社の援助により十一億九千二百万円の収入を得たのであります。

第四に、国家公務員及び地方公務員の冲縄国際海洋博覧会協会への出向体制及び同協会の役職員の地位について、御説明申し上げます。

まず、博覧会の主催者である沖繩国際海洋博覧会協会は、その存続期間が博覧会終了までの短期間のものであるため、通常の方法により多数の有

能な職員を確保することが困難ではないかと考えられるところであります。したがって、同協会が国及び地方公共団体から適任者を採用する場合も予想されますので、こうした場合の人事交流の円滑化をはかるために、国家公務員または地方公務員が沖縄国際海洋博覧会協会の職員となり、再び国家公務員または地方公務員として復帰した場合の退職金及び共済年金の通算措置に関し、公

社、公団に出向した場合と同様の取扱いをする。こととしたしております。ただし、地方公務員の退職金については、条例で定めることとされており

また、沖繩国際海洋博覧会協会は、国等から多額の補助金の交付が予定され、さらに郵便切手の寄付金等国民の浄財拠出により運営されることとしております。

なりますので、国民の前に姿勢を正す意味において、同協会の役職員は、刑法等の罰則の適用については、公務に従事する場合と同様にみなすこととしたしております。

以上、この法律案につきまして若干の補足説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本法案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長（大森久司君） 計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案についての趣旨説明は、すでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 最初に、この計量法という法律はたいへんむずかしい法律ですが、学問的な面、あるいはきわめて国民生活に密接な消費者の

保護の面等、むずかしい法律ではありませんが、またわれわれの日常生活にきわめて密接な法律でもある。そこで、学者に聞かなければわからぬというよ

うなそういうものをもう少し簡素化して、だれでもが理解できる法律に改めたほうがいいんじゃないかと、そういうような気がするのですけれども

その点についてまず最初にお伺いをいたします。
○政府委員(林田悠紀夫君) 計量法は、仰せのよう
に、きわめてむずかしい、わかりにくい点があ

る複雑な法律でございます。しかしながら、これは御承知のとおり、計量の基準を定めまして、これに沿って基準器の検査とか検定等によりま

て、社会に標準となるべき計量器を供給して、ま
わけて適正な計量を確保するという、社会生活に
とりまわしてきわめて重要かつ基幹的な使命を負

ております。それで、計量は社会生活の各側面でおこなわれます。多様な形で行なわれておるだけに、法律の内容が膨大かつ多岐にわたるのは、ある程度やむを得ない。

い面があることを御了承願いたいのでござい
す。もちろん、これの内容を簡素化して整理する
ということにつきましては、今後十分検討をいま

したいと存ずるのでございますが、何ぶんに各規定が相互に関連するものだけに、法体系全にかかわる問題になりますので、十分慎重に

本的検討を續けてまいりまして、できるだけ簡
化して、しかも、国民に周知徹底させるといふ

○竹田現照君　そこで、国際度量衡総会は六七年に開かれていますね、もう五年前です。それで、五年もたつていま改正をするわけですけれども、非常に時間的なずれが大き過ぎるような気がしま

が五年目によりやく改正になるということなのでございますが、実は、この計量単位が社会生活あるいは経済活動にとりましてきわめて重要な問題でございますので、慎重の上にも慎重に行な

の構成の中に入っておらない。勢い学術會議のその種權威のある學者の意見を徴さざるを得ない、そういうようなこともあるやに聞いておりますけれども、その点はいかがですか。

がたち、しかも計量行政審議会のように、まあ言ってみればわからない人ばかりが半分以上も、半分以上というか、九分九厘わからない人がそろっているんでしょ。今度の国際会議の内容なんとい

うものは、お答えになる重工業局長だつてなかなかおわかりにならないようなものらしいですけれども。ですから、そういう形式を整えるのじやなく、実質的に問題点が生かされるような措置が考えられるべきじやないか、そう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(矢島剛郎君) 計量行政審議会の運営につきましては、なお今後くふうを重ねていきたいと思います。委員の人選等につきましても御指摘の点を考へて、さらに検討させていただきたいと思ひますが、補足して御説明申し上げさせていただきますというところ、この計量行政審議会におきましても、計量単位分科会というのがございまして、そこには計量に関する学者の先生方が全部名前を連ねておるわけでございまして、決してその方面の權威がないというわけではないわけでございします。また、計量行政審議会におきましては、その学問的な点だけでなく、法制上の問題、法文上の表現の問題の意見とか、あるいは消費者の立場からの意見、こういうものも大事でございますので、そういう点でやはり計量審議会にかける意義はあると思ひます。

それから、先生があとで御指摘になりました、
 こういうのはもう少し法令等に委任したらどうか
 と、そういうほうが機動的にできるのではなから
 うかという点、ごもっともな点があるわけでござ
 います。計量の基準となる計量単位というものは、
 社会活動や経済活動に関係して、非常に広範
 にわたって関係している根幹的事項であって、特
 に現行法におきしては、いわゆる非法定計量単
 位——法定してない計量単位というものは取引上
 あるいは証明上には使っちゃいかぬ、これは罰則
 をもって禁止している、こういう関係に相なつて
 いるわけでございますので、やはりこういう計量
 単位の制定改廃で罰則をもつてやっているという
 ようなものは、広範な社会的影響を及ぼすわけで
 ございますので、原則として、法律改正という最
 も慎重な手続にはからしめることが適当であるの
 じやなからうかという考え方で、現行の計量法の

規定ができてゐるわけでございます。そういう点もあるわけでございますが、御説のような計量單位に関する部分は別の法律にして、計量單位だけの法律にするとか、あるいはさらに御指摘のように、すべてこれを政令にするという考え方もあるわけでございますので、これは法体系全般に関係する問題なわけでございますので、学界、経済界にあるいは法制の専門家等の意見を聞いて、慎重に引き続いて検討していきたいと思つておるわけでございます。

○竹田現照君　それでは、あとで答えていただきますが、新たに加えられたエントロピーというのは、これはわれわれの生活する上に非常に重大なな要件を整えている問題のようですけれども、これはエネルギー消費その他にも関係をし、熱放出、そういうような関係の中で、たいへん重要な問題点が加わっていくんだそうでありますけれども、これは後ほど時間がありましたら質疑の過程の中で、あとでお答えをしてください、わかりやすく、どんな内容を持つものか。これは、初めてこんなもので出てきていますから、国会で論議されたことのない問題ですから、あとで答えてくださいます。

それから、法第六十条の技術基準というのは、具体的にどんな内容が盛り込まれるんですか。

○政府委員（林田修紀夫君） 法第六十条第一項の省令で定める性能でございますが、これは計量行政審議会にはかりまして、各界の意見を徴しながらきめていきたいというように考えておるわけでございます。それで、一応現在考えておりますことは、器差につきましては、特定の数力所における器差を一定範囲以下とする。再現性につきましては、器差試験を特定回数繰り返した場合のばらつきを一定範囲以下とする。耐久性につきましては、一定の負荷の加除操作を一定の速さで、一定回数繰り返したときの器差の変化を一定範囲以下とする。温度、湿度に対する耐久性を試験する。一定の衝撃を与えたときの耐久性を試験する。

なお、第六十一条の第一項で表示基準というの

のがあるわけでございますが、それも一緒に申し上げさせてもらいますと、表示事項につきましては、製造事業者または輸入事業者名または記号、製造年月日を記載させる。それから使用範囲を表記させる。その他の必要事項として、使用温度、湿度の範囲、使用場所その他使用上の注意を記載させるというようなことを考えている次第でございます。

○竹田理昭君 その技術基準というのは、消費者サイドから見れば、なるべくその水準が高いほうがいいわけですが、一面、メーカーの側であまり技術基準の水準を高くしますと、首を絞めるという結果になる。あまり高くすると、消費者にとっては買う場合価格が高くなるということも付随してきますけれども、そういうかね合いというものを含めて計量行政審議会の答申を待つと、そういうことです。通産省としてはその水準のかね合いというものをどういうふうに考えていらっしゃるのか。あわせて答えていただきたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 技術基準の中身につきましては、いざれ計量行政審議会の答申を待つわけですが、現在までの私どもの考え方を申し上げますというところ、この家庭用計量器は取引

上、あるいは証明上の計量に用いられることがほとんどないわけでございますので、一般の計量器具と同じように検定に合格しなければならぬというほどの精度は必要はないと思いますが、他方、一たん家庭の中に入ってしまったあととこれをチェックする方法がないということで、耐久性のあるいはその取り扱いが容易であるという点は考えなければいけません。具体的にはまだはつきりきまつておりませんが、どちらかといいますと、精度のほうは一般のものより甘くてよい。しかし、耐久性あるいはよく見やすいとか、字がよく見えるとか、あるいは取り扱いがやさしいというものにはなければならぬ、そういう耐久性や構造上の問題、こういう点は相当シビアにしなければならぬ、こういうふうなことで、その辺をうまくかね合いを考えて技術基準をきめ

てまいりたい、こう思っているわけでござい
ます。

○竹田現照君 計量行政審議会に答申をする事項を、今度二百十六条でかなり大幅に廃止してありますね。第九条だけ現行法では残っているんですけど、それに技術基準の判定というものが今度新たに加わっている、新しい改正案では。そうすると、これだけはほとんどを省令事項に委任をして、この技術基準だけを新たに諮問事項に加えたのは、この技術基準の判定というものをより権威あらしめるといふ意味で加えたのかどうか、この改廃との関係。

○政府委員(矢島綱郎君) 一般的には、今度計費行政審議会の諮問事項を大幅に整理いたしまして、いわゆる省令事項を全部はずしたわけですが、ところが、この技術基準は一応省令になっているもので、いわば例外的なものでございますが、特にこれはやはり一般消費者に非常に関係するので、消費者保護という観点で、これだけ特に重要だということで、省令事項だけれども、例外的に特に諮問事項に加えてある、こういうことでございます。

○竹田現照君　そこで、消費者のことを考えてより權威あらしめるということですが、たとえば、ファミリー用計量器について技術基準を設定をして、メーカーあるいは販売業者に義務づけるということとはたいへんいいことですけれども、問題はそれが守られるか、守られないかということが問題点だと思ふんです。この六十条ではその辺がどうも明確でないようなんですけれども、技術基準に適合しているかどうかということは、だれがどのようにして、どんな方法でチェックするのか、この点々が法律の上で明らかではないんです。いかがですか。

○政府委員(矢島剛郎君) 具体的には、通産大臣が最終的にはこれに対し改善命令を出したり、その他やるわけですが、通産大臣、全部足を持っているわけではありませんし、具体的

○政府委員(矢島剛郎君) 十分話し合ひは行なわれておるわけでございます。まあ逆な言い方を申し上げますと、地方庁のむしろ要望に応じて、この制度が生まれたということができるわけでございます。実は、地方庁におきましては、従来から全国計量行政連絡会議——全国の都道府県の連中み

を利用したと言つては、ちよつと言ひ方がおかしいのですけれども、いろいろ外資系の企業というものは巧妙な商売をやりますけれども、計量器も、たとえばアメリカなんかは、ヘルスメーターなんかは計量器というよりもおもちゃというふうに販売されているようです。この輸入計量器に対して、輸入業者等に対する取り締まりといいますか、検定といいますか、そういうものをやはりぴちつとしておく必要があると思いますが、この点についてはどういふふうにお考へになっておりますか。

○政府委員(矢島福郎君) 先生御指摘のとおり、ヘルスメーター等の家庭用計量器については、輸入品が非常に問題なわけでございます。ところどころで、現在の計量法におきましては、輸入業者に対

それで、技術基準の設定に伴って、先ほどもちよつと触れましたけれども、値段がべらぼうに高くならないようなことになりますと、消費者保護ということを考えて、逆な結果を招きますけれども、規制の強化で価格面への影響というものはどういふことになるか。あるいはあまり上がないと見ておろすのか、あるいは少しでも上があるというように判断をしておろすのか、その面の指導とあわせてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

それなら、いま市販されている、たとえばヘルスメーター等も、きわめて安いものから、四千元、五千円台というものもまちまちです。規制の強化だけで安いものが出回らなくなれば、実質的に私たちは高いものを買わなければならない、そ

○竹田現照君 この家庭用計量器の場合というのは、計器の性能と価格とはどういう関係にあるのですか。この値段が高ければ性能がよいのか、あるいは性能とは全然関係なく、デザインだとか、大きさだとか、あるいはメーカーによって違うのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 現在家庭用計量器のうち、先生の御指摘のように、価格差の大きいのは

たが、いまして、改正法によって設定される技術基準を保持するためには、価格への影響というのとはとんだないというふうに考えられるわけでございますが、これにより不当な価格の引き上げがないように、十分監視指導はしてまいりたいと思っておりますが、結論としてデザイン、大きさ、アクセサリと、こういう要因がヘルスメーターについては大きいということが言えると思います。

会、「暮しの手帳」、あるいは東京都計量検定所等、あるいは通産省の工検等でいろいろな検査をしたのが出ていますけれども、これによりますと、一六%から二〇%近く不良率が出ています。これが、今度の改正で技術基準を設定することによって、この数字に出ている不良品のパーセントがどのくらい改善されるものと見ていいのか、ひとつ説明してください。

るわけですが、非常によくなるというこ
とは申し上げられると思います。

なお、この技術基準の順守につきましては、使
用中における不良品の発生は一応防止できないわ
けでございますが、これに耐久性の項目を織り込
むことによって、使用中においても不良品化する
ことを極力防止したいと、かように考えてお
るわけでございます。

○竹田親賀君 このテキストの巻末の一六、二二

に際しては、その販売業者の知る限りにおいて、その経験の許す限りにおきまして、計量器を十分点検し、消費者にサービスすることが必要でございますので、こうした指導も今後従来以上に強化してまいりたいと考えておる次第でございます。

○竹田現照君 この性能という面から見れば、検定制度というものを取り入れたほうが、いんでは

○竹田現照君 日本の代表的メーカーであるタニタをこの間当委員会で視察をしたときに、あそこではヘルスメーターやいろいろなをつくっていますね。タニタのラベル張ったほうがむしろ安いです。しかし販路の関係で、三越のラベルを張って売ったり、大メーカーのラベルを張って、実質的には同じものを、結果的には大メーカー——われわれ買うときは日立のものだ、東芝のものだと、そう思つて買うわけです。トースターなんかもタニタでつくっておきながら、日立であり東芝であるわけですから、そういう面では、同じものが同

（政府委員〔矢島廣朗君〕）「一六ないし二〇」といふような先生の御指摘のような数字があるわけでございますが、その前にちょっと申し上げなければいけません、これはいろいろな機関がそれぞれ立場でテストしたので、その対象も、店のものからとつたものもあるし、あるいは家庭から持ってきたものもあるというふうに、ものがそれぞれ違う。それから、その基準もいろいろな基準をとっているわけ、一番シビアである検定基準、取引証明に使われる計量器の検定基準というものを使っている場合もありますし、それから使用中のものをあ

○竹田羽照君 このラッパの発見の一寸かした
 〇というのは、かなり高い数字ですね。しかも、こ
 れは器差というよりは構造上の不良がわりあいにな
 多い。構造上の不良というのは、大体見てわかる
 わけです。ですから、販売業者が販売をするとき
 とか、われわれが買うようなときに、よく注意す
 ることで十分防ぐことが可能な面がたくさんある
 んじゃないかと思いますが、そういう点についての
 指導というようなものが十分行なわれておらな
 かったんではないか、そういうふうに思います
 が、そのことはどうお考えになりますか。

か、同じようなものですか。

○政府委員(矢島剛郎君) この家庭用計量器につ
きまして、規制を何やらなければならないとい
う点は、法案の作成の過程におきまして、方々か
ら意見がございまして、十分に検討いたしまし
て、これを検定でいくのか、あるいはそのほかの方
法でいくのか、いろいろ慎重に検討した結果、結

じところでできて、しかも、張つてあるものが、消費者に錯覚を起こさせるような——大メーカーであるのか、あるいはたとえばタニタであるのかによつて違ふ。これはいろいろと商売上の販路その他であらうと思いますが、いまの局長の答ええもあつて、この法改正に伴つて技術基準その他の規制が強化をされるということで、少なくとも価格が上昇するということにつながるということです。であれば、私は、これは明らかに不当なものだ、その場合には、通産省は十分そういうことのないように行政指導を徹底をしていく、そのように理解してよろしいですか。

とでチェックするための使用基準と申しますか
というのをつくったり、あるいは消費者協会のよ
うに独自にまた基準をつくってきめるというよう
にいろいろございますので、一六ないし二〇とい
う不良率がはたして正確なものかどうか、疑問で
はございますが、今回はそういう対象もはっきり
するし、基準も、ここに技術基準ということで政
府がはっきりきめたものができるわけでございま
すので、メーカー、消費者、あるいは役所等も合
む各界のいわばコンセンサスを得た、はっきりし
た性能上の用途が明確になるわけでございますの
で、メーカーはこの技術基準を、品質管理規程、

○政府委員(矢島嗣郎君) 先生のおっしゃるとおり、このテストの結果を見ますというのと、たとへば不良の内訳は、構造上のはうが多く出ているわけですが、ただ、器差と構造とに分けて、構造上の検査につきましては、もちろん外見上の問題もございしますから、その点に關しては、先生おっしゃるように、これは簡単じゃないかといふと、売るほうで気をつけばいいじゃないかといふうお話もございしますが、実はこの構造の検査につきましては、もっと耐久性とか、あるいは耐湿性、湿気に耐える、あるいは耐衝撃性というような部品とか、材質とか、設計に基づく種々の問

局この技術基準の問題に落ちついたわけでござい
ます。が、やはりこれは、家庭用計量器というの
は取引、証明には使わないということでごさいます
ので、検定でもってばっちり規制する、全品検
定するというほどの性能、精度の確保ということ
は必要でなからう、そこまではいく必要ないだ
う。しかしながら、これは家庭用といえども、
ろいろ不良品も出回っている、これは、別冷
それなりの規制は必要であらうということで、
ほとんど私が申し上げましたように、抽象論でご
いますけれども、精度につきましては検定によ
ものより若干甘い。しかしながら、耐久性とか

○政府委員(林田修紀夫君) 仰せのように、通産省といたしましては、そういう便乗値上げがないように十分監視をいたしまして、指導監督を加えていきたいと思っております。

○竹田現照君 計量行政審議会の答申等についての解説の中に、「家庭用計量器の性能に対する消費者団体等の指摘及びテストの結果」というのがあります。日本消費者協会あるいは東京都計量協

検査規程等に明文化してこれを実施するわけでございますので、これによりまして、設定された技術基準以上の家庭用計量器の供給が確保されるというところでございます。これで先生のおっしゃるように、その一六ないし二〇がどれぐらいになるかということは、一六ないし二〇が非常にはつきりしないものでございますから、さらにこれがどれぐらいなるかということは、数字的には申し上げかね

願、これは構造検査のほうにも入ってあるわけですから、ございまして、こういう点はちよつと外見上から認識できない点が多いわけでございしますので、いがいに販売業者が売るときにチェックすればいいんじゃないかと、消費者が購入するときに注意すればいいというふうにも言えないのじゃないかと思ひます。もちろんしかしながら、消費者にこういうことを、そういう義務を負わせるのは、こ

るには便宜やすすること、この間に關係がなければならぬ。相當の点を確保すると、こういうようなものが必要じゃなからうか、こういうような感じでおわけでございます。

○竹田現照君　事實上検定を全部やるというところがむずかしいという面もあって、そうお答えにるんでしようけれども、もう一つお伺いします。が、この計量法の改正で、公害規制法規との関

はどういうことになりますか。

○政府委員(林田修紀大君) 計量法は、計量器の検定を行なうというようにすることによりまして、計量の標準の供給を一元的に行なっております。各種取り締まり法規は、それぞれその目的に応じた規制を行なっておりますが、その取り締まりに用いる計量器につきましては、従来計量法で一元的に検定等を行ない、標準の二元的供給による混乱を生じないようにしているわけでございます。

それで公害規制法は、たとえば大気汚染防止法というようにものにつきましても、公害に関する各種規制を行なうというのが公害規制法でございますが、その取り締まりに用います計量器、たとえば濃度計というようにものにつきましても、これは、その公害の状況をはかるものがその計量器でありまして、その計量器は計量法で検定等を行なうことによりまして、正しい計量を行なっていくというような関係にあるわけでございます。

○竹田現照君 そこで、先ほどお尋ねしたこのエントロピーなるもののあれですね、原理と言いますか、これはなかなか長くやれば一時間もかかるのでしようけれども、要を得て簡潔に言えば、このエントロピーというのは、熱力学の中では新たに加わった非常に人間の環境に重大な影響があるのだと、こう言っています。それから議論される面もあるかと思いますが、法律にそういうことばが初めて入るわけです。入ったのですけれども、何のことかわからなかったということでは不見識のせりを免れませんから、簡単にひとつ御説明してください。

○政府委員(矢島嗣郎君) 一言で申し上げますと、熱機関の効率をあらわすための単位である、こういうことは言えると思います。もう一言申し上げると、たとえば、火力発電所のボイラー等は熱を電気に変えるということでございますが、どんなに効率よくても熱エネルギーを一〇〇%電気に変えるというわけにはまいらぬので、そこにロスがあるわけでございますが、そのロスがいわば熱効率になるわけで、そういう点

におきまして熱効率が悪いとエントロピーが高い。悪いと高い、エントロピーが高い。こういう関係に相なるわけでございます。まことにしろとの説明で恐縮でございますが、専門家がまだおりますから、必要があればまた説明を申し上げます。

○竹田現照君 われわれの生活していく上に、これはどういう影響をもたらすのですか、エントロピーの増加というのは。

○説明員(増井敏郎君) 熱を仕事に変えて有効に利用しようという場合に、発生させた熱量のうち有効に仕事として使われた部分が多いか少ないかということの評価をする上にエントロピーという量が関係するわけでございまして、まあ日常卑近な例に比較対照して申しますと、たとえば、一定の収入をあげる上に、人が長年にわたって骨を折って仕事をします。まあ一定の収入、あるいは一定の額の財産を築いたというときにその人が、何ですか、からだが病み疲れて後遺症がどれだけ残っているか、そういう後遺症のなものをたとえられるのがエントロピーということに相なるわけでございまして。

○竹田現照君 私は、われわれが生活していく上にこのエントロピーの増加というものがどういう影響をもたらすものなのかということを知りたいのです。その点だけ簡単に教えていただきたことがあつたらいいです。

○説明員(増井敏郎君) 結局、実生活の上で申しますと、エントロピーの増大の度合いが大きいような形態で熱量があがなう場合には、値段がよいかかる。つまり熱効率の悪い機関を使ってわれわれが仕事をさせようとする、それだけ経費がよけいにかかるという形で実生活の上に反映いたします。

○竹田現照君 そうすると、この東京のように人間がたたくさん住むようになり、太陽エネルギー等に対するいろいろな影響を及ぼすということになると、いまの御説明からいくと、いろいろな面で

金がかかるということ、生活費が高くなると、そういう結果をもたらすものであると、そういう内容を持つものだというふうに理解していいですか、将来の問題でなければ。

○説明員(増井敏郎君) そのように理解していただいてけっこうでございます。

○竹田現照君 そうすると、これ、なかなか重要な要件を持っているものがこの計量法に加えられたと思うんですけれども、これはこつちも専門家でありませんし、たいへんむずかしい。これからこういうものを習うときに、新たに加わってくる学問なんだそうでありまして、しろうとが変なことを質問すると赤恥をかきますから、きょうはこれでやめておきます。

それで、今度計量器使用事業場に関する問題でお伺いしますが、計量法百七十三条の指定、これは政府機関でどこどこですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 日本国有鉄道、それから日本専売公社、それから郵政省、この三つが政府機関でもって通産大臣から指定されておるわけでございます。

○竹田現照君 この指定の条件というのはどういうことですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 指定の条件、いろいろございすけれども、大事なところは資格のある計量士がおるということ、それから、ちゃんと検査規程をつくってこれを通産大臣に届けると、こういう点がおもな点であるわけでございます。その検査規程の中には、ちゃんとどのくらいの頻度でもって、どういふふうに自分の事業場にあるものをチェックするということが盛り込まれているわけでございます。

○竹田現照君 政府三機関は、この百七十七条でいうところの計量士と検査設備が完備をされているというところで通産大臣が指定をされているというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) そのとおりでございます。

○竹田現照君 その三つの機関の中で、さっきのエントロピーだとか、そういうことじゃなくて、何グラムとか、何センチとかいうそういう単位で、最も小さいものを扱うところはどこですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 先ほど申し上げましたこの三つの政府機関の中では、一番小さいものを扱うのは郵便局あたりじゃないかならうかと思ひますが……。

○竹田現照君 そこで、きょうは郵政省に出席をいただいておりますが、この計量法の制定の目的と、この法律に基づいて郵政省はどんな役割を持っているというふうにお考えですか。

○説明員(斎藤義郎君) 計量法の目的は、計量管理の適正化をはかるということにあると存じます。

○竹田現照君 そんなことは法律の一条に書いてあるからわかってるんです。この法律に基づいて郵政省はどんな役割を持っているのかということとです。

○説明員(斎藤義郎君) 郵政省といたしましては、計量法の百七十三条の規定に基づきまして、通産大臣の指定を受けて郵政局ごとに計量士及び検査設備、これを置きまして、郵政省管理規程というものを設けまして、省が自主的に計量管理を行なっているということになっております。なお、省が計量法によつて義務づけられております検査のほかに、たとえば郵便局の職員等を計量主任というところで、自主監査を毎月一回行なわせておるといふのが現状でございます。

○竹田現照君 郵政省という役所は、政府部内でも法律を守ることにかけては右に出る者がないと自慢をされている役所なんです。計量法もさぞかし完ぺきに守っておられるというふうな理解をしてお尋ねをするわけです。私は、郵政省はあまり事前に質問の内容をお聞きするなという国会の従来の慣行なんというものは好ましくないといいふにお考えのようですから、事前に質問の内容を言っておきませんか……。

……そういう従来の慣行というものを破壊するというのが、郵政省

内部の最近の動向のように聞いております。したがって、そういう方針をとられるからには、常日ごろ、どんなことを聞かれても完ぺきに答えがでる態勢が省内には確立をされていると、そういうふうな理解をしていろいろなものについてお聞きをするわけですから、的確、明快にかつ明瞭にお答えをいただきたいのであります。

そこで、先ほど通産省側からもお答えがありましたけれども、百七十七条の計量士と検査設備が完備をしているということは、端的にお伺いして、その計量法に定める郵政省が扱っている計量器について、完ぺきな検査が行なわれているというふうな考えでよろしいですか。

○説明員(斎藤義郎君) 郵政省が持つております事業場、これは二万一千ございます。そのところで、はかり、それから分銅、これら検査するわけでございますが、はなはだ遺憾ではございませうけれども、ここ去年あるいはことしの検査率、これが七五・七〇というところで、本来ならばこれが一〇〇％でなきゃならぬ問題でございませうけれども、そこに達しておらない。検査率が計量法の要求しております率に達しておらないという事柄ははなはだ遺憾でございまして、お呼び申し上げるわけでありませう。今後はそういうことがないよう、今年度からは一〇〇％実施するという目標を立てまして、適正な運用をはかりたいと、こういうぐあいに考えております。

○竹田現照君 お呼びをして済ませるといふ……計量法というのはいつできたのですか。

○説明員(斎藤義郎君) 昭和二十七年だと記憶しております。

○竹田現照君 二十七年じゃないんだけれどもね。この法律ができてから、郵政省における計量器の増減と、それから計量士の配置の状況というのはどうなっておりますか、この四、五年間。

○説明員(斎藤義郎君) 計量管理要員の問題でございませうけれども、これは昭和二十七年、計量官、補佐合わせて七十名おったわけでございますが、現在では、両方合わせて七十二名、こう

いうかっこうになっております。この中は多少の起伏がございませうけれども、大体そういう数で推移しております。

それから、これは検査の対象でございませうけれども、二十七年の資料がちょっと持ち合わせがございませうが、四十二年度約二十七万六千、四十三年度二十八万三千、四十四年度二十八万九千、四十五年度二十九万六千と、こういうぐあいに推移しております。

○竹田現照君 そうすると、四十七年度の七十二名と、こう言っておられるけれども、私が通産省からいただいた資料によりますと、あなたのところには計量士というのはいち十八人しかいないですよ。それから人事局の人事課に私が問い合わせたときには、三月九日現在の調査では四十三名です。いまのお答えの七十二名とはだいぶ食い違いがございませう。すると、二十七年、二十年前に七十名、いま七十二名、計量器の数はあれですね、いまお聞きしただけでもこれ二、三年の間に二万台ぐらいいふえております。ですから、二十年前と比べますとかの数字がふえてくるわけですね。

ところが、現在七五・五〇％しか検査ができていないというところになると、二十年前というのは数が少なくて七十名、人間の数が大体同じですからそれ以上検査ができたんだらうけれども、ここ数年來といふのは一〇〇％行なわれていなかったというところになるんじゃないですか。私が持つていた四十八名と人事課でいうところの四十三名どっちが正しいんですか。

○説明員(斎藤義郎君) 四十五年度には計量士が四十八名、それから補佐が二十名です。四十六年度、最近ですが、これは高齢退職でやめられた方がございませうので、三名減じております。それから補佐の方が二十七名、これが三月三十一日、最近の統計でございませうが、先生のお持ちなのは一年前の統計ではないかと思ひます。

○竹田現照君 一年前か何か通産省を通して三公社のやつ全部とったものの中に書いてあるわけですから、これは増減があったとしても、補佐補佐とおっしゃるけれども、計量士に補佐というのがあ

るんですか。通産省、計量士に補佐というのがあ

るんですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) ございませう。

○竹田現照君 ないのに、いま郵政省では補佐に検査をさせているというのは、これは法律に違反なんですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) いわゆる補佐というのは、おそろく計量士の補助員としてそれについて回る人たちであらうと思ひますが、実際問題としてその補助員として補助員はついて回るわけですが、補佐だけが単独でやるというところはもちろ

んではないわけでございます。

○竹田現照君 そこで、先ほど資料部長がお答えになった計量主任ですか、これに何か検査をさせているというのだけれども、これは全然問題にならないんじゃないですか。資格も何も無い者に計量主任というのはいくつですか。計量主任は計量法でいうところの検査の適法性を持つている人なんですか。これにどうして検査をさせるのですか。

○説明員(斎藤義郎君) 先ほど私が申し上げましたのは、郵便局員の関係の人は計量主任としまして自主的に検査をさせる、検査と申しますか狂いを調整させておるということでございます。これを私のほうで通産省に届け出ております計量管理規程にも書かれてございませう。ただしこれは、先生のおっしゃる通りに計量法上の正規の検査でございませう。

○竹田現照君 この七五・五〇％というものは、これは四十三人の人でやっている検査率なんですか。

○説明員(斎藤義郎君) 七五・七〇の検査率は計量に正規の資格を持つていた人四十五名、それと補助二十七名、これで検査した数、数と申しますか率でございませう。ただしその補佐と申しまして、通産省の例の講習所を卒業して実務経験が五年たちますと、登録しますと全部資格がもらえるというものが大部分でございませう。

○竹田現照君 資格をもらえものが大部分だといつても、計量士でないものはだめなんだ、それね。通産省側も聞いていくべきだ。講習所を出てから五年たつたら、自動的に計量士の認定をしなくても検査ができるという趣旨のものじゃない。ですから、いまの四十何名と二十何名との検査の率はどうなつていませうか、七五・五〇中の身。

○説明員(斎藤義郎君) 正確には資料をとってございませうけれども、大体五〇％以上が正規の計量士でやつていられるものだと思います。

○竹田現照君 そういふあいまいなことじゃだめですよ。五〇％以上ということになると、郵政省は半分適法な検査をしていないということですよ、言うてみれば。

そこで、通産省にもお伺いをしますが、郵政省と国鉄だけを比べた場合でも、計量士一人当たりの事業場の数は郵政省四百三十五に対して国鉄は三十五です。まあ国鉄はレールの上を走つて検査するのですから、わりあいに検査が順調にいくのじゃないかと思ひますけれども、こういう比率で、実際問題として四百三十五というところ、それは、はかりです。一日一つしか検査できないというところではありませうけれども、郵政なんといふのは山村僻地にもありますし、島にもたくさんあるわけですね。これは郵便局ばかりじゃなくて、このごろは簡易郵便局その他にもみんなはかりがあるわけですから、そういうものが実質的にこれに入つていくかどうかかわかりませんが、簡易郵便局に入つていくんですか。これ、郵務局長にちょっと聞きますがね、簡易郵便局なんか入るとまだふえると思ひますけれども、これは通産省の届けの中に入つていくかどうか、あわせてお伺いしますが、こういうことで法七十七条にいうところの検査の条件というものが十分満たされたところ考への上で御指定になつておるのかどうか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 結論から申し上げますと、もちろん郵政省をこの百七十三条の指定事業場に指定する場合におきましては、七十七条の要

件が満たされておるということで指定したわけでございます。

いま先生が、国鉄の事業場と比べて御指摘がございましたが、確かに郵政省が四百三十五、国鉄のほうが一三三と非常に違ふわけでございますけれども、その点は個々の事業場における計量器の数、あるいはその種類が大きいものがあるか小さいものがあるかということと異なるので、計量士一人当たりの事業場数ということが一がいには判断はできないと思ひます。それで、これは法律上計量士が年一回検査するということでございますので、郵政省の事業場数は非常に多いわけでございますが、先ほどから言つた計量士の数から見ると、一人の計量士が一日二事業場ですね、一人当たり一日二事業場のほかりを検査すればよい計算になるわけで、これはやてやれないことはないといふことで、別にその点が適正ではないとは思つていない次第でございます。

○竹田現照君 やてやれないことはないといふ判断ですけれども、それじゃ郵政省ができない理由は何なんですか。計量士で五〇％ですから、半分しかやてないといふことですね。できない理由は何ですか。

○説明員(斎藤義郎君) これは基本的には、検査のやり方が必ずしも適切ではなかったと反省させられるわけでございます。先ほども申し上げましたように、郵政省としては、いわゆる計量法に基づきます正規の計量士による検査とあわせて、郵便局ごとに一つの分銅、まあ機器類を置きまして、それで一月間に一べんずつ調整すると、こういうようなやり方をとつておりますので、正規の計量士が事業場を回つて歩くときに、その郵便局なら郵便局の計量関係の人たちを指導する時間が相当とられるわけでございます。それはそれなりに相当程度効果があつてゐるものだとわれわれ考へておりますけれども、昭和二十七年から相当時間たつておりますし、指導面もある程度省略してもいいのじゃないかといふことで、来年度からはそういう関係の仕事を取り離して、それ

で計量法に定める一〇〇％実現の確保ということに努力してまいりたい、こういうぐあいに考へてゐるわけでございます。

○竹田現照君 いや、そのできなかった最大の理由といふのを聞いてゐるんですよ。いま言うところの四十何人で一〇〇％検査が可能なんですね、来年度からは。来年度というのはもう今年度だ、もう四月済んだから。今年度からは可能だと理解していいんですか。

○説明員(斎藤義郎君) 先ほどもお話がございましたように、将来計量士になる、いわゆる私が先ほど申し上げました補助、これを使うか使わないかということが一つの問題かと思ひますけれども、四十五名の正規の計量士だけで一〇〇％やるといたしましたも、一年間に大体百三十日ぐらゐの出張数で間に合ふだろうといふのが、われわれの計算でございます。したがつて、可能であると思つております。

○竹田現照君 いままで二十年間もやらなかったのはどういふんですか。私がこゝで質問をするといふことから皆さんそんなことを合せて言つてゐるけれども、いまでもやらなかったのは何ですか。私は、先ほどお話ししたように、政府機関の中では一番あなたのほうで計量器を使うのが多いし、しかも、グラム違つてもあれでしょう、郵便料金はついでこの間、倍近くになつたんですよ、倍になつたんですよ。あれですか、量目超過で、いわゆる料金不足で徴収される額というのは、年間どれくらいあるんですか。それから、いまでもこの種の問題で苦情が出なかったとも言つていただけますか。出なかった理由はどこにあつたんですか。それから先ほど言つた、簡易郵便局はこの中に入つてゐるのか、それもあわせて。

○政府委員(清田木繁君) 先ほどの資料部長の答弁の、事業場の中には簡易局が入つております。それから、郵便法上で量目等が不足したことによつて、料金不足といふことで、郵政省が徴収する制度がございますが、これはそれぞれの収入処理をいたしております、本省の把握する数字の中

では分計が不可能でございます。ただし、郵便局に行きますと、たとえば現金で収納したものは予算科目の郵便雑収に、ほかのものもたくさんございまして、一応入つておりました、その内訳は二万一千個々の郵便局の窓口に行けば全部わかるようになっております。それから切手収入も料金不足を収納する場合は、これは切手収入という収入科目でそれを受け入れております。これも郵便局の窓口に行きますれば、出納日報の雑部金関係の中の帳簿書類を全部調べればわかるようになっておりますが、これを全国的に集計したといふものは、本省ではいま把握できておりません。

○竹田現照君 おたくのほうには、千八百万くらいあると計量士が全部検査ができるんだといふことを説明した人がいますね。ところが、予算が千二百万くらいで、五、六百万の金を大蔵省が認めなかつたといふことなんですか、大蔵省の主計官見えてますね。郵政省との間に二十年間、計量法を完全にするための五、六百万の金をあなたのほうで認めなかつたことはあるんですか。

○説明員(金子太郎君) 本件の検査旅費は法に基づき義務的経費でございますから、私のほうは特にきびしく査定するといふようなことはいたしておりません。現在までの記憶では、四十六年度予算におきまして、それまでの九百万円を二百数十万円増額いたしました千二百万円にしたという記憶がございます。

○竹田現照君 それじゃ、いまでも千八百万必要だと郵政省側は言つてゐるんですよ、これは公式の席じゃないですけども。千八百万の予算要求があつたことはないんですか。

○説明員(金子太郎君) 予算要求額が幾らであつたか、正確にはたゞいま記憶いたしておりませんが、私どももいたしましては、臨局検査の際に必要な知識の指導、あるいは分解程度のやり方の指導などをかなり時間をかけてやつておられるために、計量法に基づく正規の検査ができないといふ面もございしますので、検査のやり方いかんによつてはできるのではないかと、そういう趣旨で査定をいたしましたという記憶はございます。

○竹田現照君 これは経理局長、郵政省の。この二十年間、計量法を守るための予算要求といふものはどういふことになつてゐるんですか、いま大蔵省との間は。それから、いまおたくのほうの説明によると、五、六百万の金が郵政省がひねり出せないで、二十年間も計量法を守らぬで半分しか検査しなかつたといふこと自体は、あなたのほうで金を出し惜しんでゐるのか、あるいは大蔵省との折衝をサボつたのか、これはどういふことですか。

○政府委員(浅見喜作君) 先ほど資料部長からお話し申し上げましたように、従来の郵政省としての計量法関係のやり方に基づきまして、どのくらい金がかかるかといふようなことで今日までまいつてゐるのが実情でございます。私どもことさらに査定するといふことはなかつたわけでございます。

○竹田現照君 そうすると、あなたのほうには金も査定しなかつた、しかし、資料のほうには金がかつたからできなかった、この食い違いはどういふことになつたんですか。結局、計量法を守るといふ気がなかつたんですかね、郵政省が完全に。いまこの問題で商工委員会に皆さんの出席要求をしたから、いろいろなことを考へて答弁をされてゐるようですが、実際は、そのことをいままでも検討されたことがなかつたのが実情じゃないか。この業務監督の中にこの計量検査といふようなものが加わつてゐるんですか、監督の中に。

○説明員(板倉豊文美君) 業務考査の際には計量器の関係についても、考査の点検項目にあげてやつております。

○竹田現照君 考査の中で検査結果が不良だといふことを見つけたものはどれくらいありますか、一年間。

○説明員(板倉豊文美君) いま不良だと見つけたものは、集計は手元ありません。出てくるときに聞いたそれでは、手入れ不良だとかといふ点、

それから、はかりの水平及びゼロ点の調整というように正常でないというものについて、指摘をして注意をしたりしているものは一、二ござい

ます。
○竹田現照君 これは郵務局長でも、経理局長でも、資材局長でもいいですがね、監察の審査の中に、いまお答えがありましたけれども、監察官の中には計量士の資格をもっている人はいないでしよう、おるんですか。いないとすれば、計量士の資格のない者が監察、審査の中に入っているから、そのはかりを見て、これがいいとか、悪いとかと言うのはおかしいんじゃないですか。これはどういふことになるんですか。

○説明員(斎藤義郎君) 監察の領域で見ますのは、郵便局で自主監査、これは計量法上の問題じゃございせんが、自主監査をやっております。これを月に一ぺんやるというようなきまりになっておりますけれども、そういうことを履行しているかどうか、あるいは、何か欠陥を見つけた場合に適切に措置したかどうか、こういうことが中心になろうかと思ひます。ただ、あまりに明白なはかりの何と申しますか、間違ひ、こういうものがわかつた場合には、あるいは注意することがあるかも知れませんが、これが主眼ではないと存じます。

○竹田現照君 それは、そういうごまかしだつたでめなんですよ。監察官というものははかりを検査する資格がないんですよ。そういう法律上の資格のない者が見ちゃだめなんです。そういう自主監査、自主監査とあなたおっしゃっているけれども、そんなものは計量法上で認められていることじゃないでしよう。だから私は、この半分しか検査をしていないといういわゆる脱法行為、こういうことについて私がいまここで初めて皆さんのほうに計量法に基づいて指摘をしているんですよ、おそろく国会でも。そのときになつてつじつまを合わせるようなことを言つてもだめなんだ。あなたのほうは、特にきょう御出席の郵務局長でも、経理局長でも法律を守ることについては

たいへんおやかましい方なんです。もう職員がちよつとも何かやるとすぐ処分をされる方々です、あなた方は。ところが、こういう基本的な問題というものを一つも守らない責任はどうなんですか。計量法違反のこの事実はどうなんですか。通産省側にもお伺いしますが、先ほど重工業局長お答えになりましたけれども、これは百七十七条の条件というものを完全に具備しないで、二十年間郵政省というものを事業場に指定をしたということになるんですね、結果は。これは取り消してしまつて、あなたのほうが直接やるということになれば、またたいへんな仕事だから、とてもじゃないけれどもおれのほうはというやうなことで逃げないで、こういううちよつとしたところにも、いま特に消費者なんかうるさいでしよう。量目がちよつと違つても騒ぐ時代ですよ。それが国の機関が、しかも、一グラムというものが違つても料金が倍になるといふやうな仕事をやっているのに、二十年間の違反の事実を認め、これからやめよとだなんて言つたつて、やれるかやれないか、それは予算措置はどうなつてゐるのですか。

今年から完全に一〇〇%やるといふのだから、予算措置はどうなつてゐるのですか。まだ予算も通つていないのに、予算のやりくりもうやつちやうんですか。国会で予算も通らないうちにやりくりをやるのですか。その上に立つて私の質問にお答えになつてゐるのですか。両方からお聞きします。

○政府委員(浅見喜作君) 予算のことでございますので、私からお答えいたします。
おっしゃるとおりただいま参議院において四十七年度本予算につきましては審議をお願いしてゐる段階でございます。これが確定いたしますので、私も立法上の明確なお答えはもちろんです。ないわけでございますが、業務旅費の使用内容につきまして、四十七年度本予算成立の晩には一〇〇%検査可能な方途を講じ得るやうに、業務旅費に限りませんが、四十七年度本予算の使用方の中

で考えてまいりたいといふことを内々資材部長と

話してゐるところでございます。
○政府委員(矢島嗣郎君) 郵便局が指定事業場であるにかかわらず、検査というものが七〇%と

いうことになつてゐるといふ、要するに完全にやられていないといふことは、私どものほうでも従来から報告聴取の結果等によりまして承知しております。これはまあ遺憾な点でございますので、随時郵政省のほうにはそれを改善するやうにお願いはしてきてゐるわけでございます。これは厳密に法律的にやりますといふと、計量管理が十分でないという場合には、法律上、法第八十條に基づきまして、計量器使用事業場の指定の取り消しはできることに相なつてゐるわけでございますが、実際問題として国鉄や、郵政省といふところは、計量器を非常にたくさん、それから恒常的に使つてゐる事業場でございます。こういうところは、指定事業場という制度によつて、いわば自主的な計量管理体制といふことを整備することが一般的に今後の方向として望ましいわけでございます。また、そういう自主的な管理体制といふことを推進することが、こういう百七十三條の指定事業場制度を設けた目的でもございまして、指定の取り消しという手段には訴へずに、検査実施の改善をさしお願いするといふことで処理してまいりたいと思つておるわけでございます。

○竹田現照君 いずれにしても、二十年間法を守つていなかつたことだけは事実なわけですから、それで、いま経理局長からもお話し上げましたように、五、六百万円で済む額なんです。それが、業務旅費、その他でふやすといふことになつてゐますが、それは先ほど私がちよつと触れましたように、五、六百万円で済む額なんです。
○説明員(斎藤義郎君) 経費の問題でございますが、これも先ほど経理局長からお話し上げました内々の話でございますけれども、検査のやり方によつて金のかかりやあが違つてくるわけでございます。それで、いままでは郵政省は、指導という面もございまして、できるだけ郵便局——現場に行つて、そこで検査をし、かつ教育と申しますか、指導するといふやうな考え方をとつてきた

わけでございますが、必ずしも全部現場に臨む必要はないわけでございます。それで、きわめてへんびで能率の悪いところは、ひとつ郵政局所在地にはかりを送りまして、そこで検査をしてまた送り返すと、こういうやうな方法も許されておりますので、これも併用しながら一〇〇%を期したいと考えております。また、いままでは自動車をかうことは非常に少なかったわけでございますが、今度は車を整備いたしましたので、それで計量士が車に乗つてひとつ検査能率を高めるといふやうな方途も講じてまいりたいと思ひます。したがいまし

は、旅費の点についてだけ申し上げますと、それほど、七、八百万円も増加しなければやれないといふほどのことではございません。

○竹田現照君 どうもさつきから気になる答弁ですね。検査のやり方が、いままでいろいろと込み入つてやつておつたからどうだとかこうだとかといふふうにとれるんですけれども、私は、検査といふものは手かげんがあつていいもんじゃなかつたかと思ひます。やはりきめられたやうに、はかりに誤差がないかといふことはびちつとやらなくちやいかぬものだと思ひます。ところが、それを必要以上にいままでやつたとも、またそれを緩和するといふことも……。あまり計量法の検査については、取捨選択を許される範圍といふものはそんなにないと思ひます。ですから、検査のやり方を変えればどうだとかいふのは、私にはちよつと理解できない。それから、へんびなところは郵政局に送つてと言ふけれども、郵便局のはかりといふのは毎日使つてゐるやうな、毎日。それは必ず予備といふものはどんな山の中にも置いてあるのですか。置いてあるんなら送り返して、また検査をするか、こういうことは可能ですよ。しかし、そんなことは事実上してないでしよう。いまお答えのやうに、山の中から送り返してきたら、郵便局は受け付けできませんよ。だから、そういう何かちよつとつけ足し、場当たり的なやうな答弁をされたんじや、私もしろうとじゃないんですから、ちよつと納得いきませぬね。そんなこと

で一〇〇%やれるんだなんというお答えは、そんなものは全然話にならぬですよ。もう少しまじめに、びちっとしたものを答えてくださいよ。

○説明員(斎藤義郎君) これは臨局して検査するか、あるいはかりを郵政局に集めて検査するか、いろいろの方法があるわけですが、私のほうでは去年、四十四年度から試行的に、非常に交通不便なところ、こういうところのかりは、予備を置いて、それで引き揚げて検査する、そうしてまた送り返すと予備を送り返して、こういふことで、予備のかりのあるところに限って、あるいは予備のかりを送り得るところに限って、こういうことをしたいと、こういうことでございます。

○竹田現照君 そういふこともいろいろ考えて一〇〇%をやりたいと、そういうことなんですか。これはもう一ぺん念を押しますが、確実にやりますね。それから先ほど言ったように、監察なんという何も資格のない者が検査したって何もなりませんからね。ぼくは、監察の、考査の内容に入れるということ自体がおかしいと思うんですよ。もし計量検査の計量法に基づく問題を指摘するのであれば、これはその中からはすべきですよ。そういう点を全部確認できますね。その点をひとつ出していただきたいし、それから二十年間もやってなかったということは、たとえばおまえの郵便物は二十グラム以上ふえているから、これは料金を倍取るんだなんということを、実際にはかりの誤差によって行なった場合だってあったと思うのです。そういう面について、あなた方一つも責任感がない。ぼくのところに説明したのは、いままで幸いして不満、不平なり苦情がありませんでした、こういうことです。郵便局のかりというものは面計量になっていませんよ。わかりますか。ですから、一グラムによっても値段が違ふということになれば、あなたのほうのたとえば書状ばかりなんというの、面計量にすべきですよ。いまはわからないんだから。ぼくが郵便局に持っていくても、これは何グラムですか、二十一

グラム、ああ、そうですか、というのだ。それで苦情があるとかないとかいうことを言ったつてだめだ。だから、より利用者に親切であるならば、面計量にすべきですよ。これはいま法律でいう二十三項目の中に入っていないよ、あなたのほうのやつは。しかし、より親切であるならば、そういう措置をとって、二十年間法を守ってなかったことについての責任を明らかにすべきだと思ひ、二十年間も計量法を守ってないで、こういうことだけははおかぶりをしているという郵政省の姿勢について、私は絶対に納得いかないです。その責任は一体どう取られるんですか。ほんとうは大に聞けばいいのですが、向かいの部屋にいますけれども、あえて大臣はお呼びしませんけれども、そういう点、もう少し明快にお答えをいたしたい。一応きょうの私の質問を終わりたいと思ひます。答弁によつては私、質問を保留しますから。

○説明員(斎藤義郎君) 今年度から一〇〇%やるかという御質問でございますが、最大の努力を払いたいと思ひます。

それから、いま面計量のお話が出ましたけれども、私たちの窓口では、一応お客さんと当務者という両方から見えるようになつておるということでございます。一応面計量ということになっております。

○竹田現照君 そんなことを言っているからだめなんですよ。面計量になんかなくていいませんよ。いま国会の中の郵便局へ行つてごらんない。たとえば書状ばかり、両方から見えるようになっておるんですか、あの小さい目盛りが。いま急に連絡して、私が見に行つたとき直したつてだめですよ。私、毎日のように行つておるんだから。そんなうそを言っちゃだめだ。

それから、最大限やるといふのは、どういふことですか。法律というものは、守らなくていいのですか。最大限やるといふことはどういふことですか。七五%が八〇%でも、それは最大限やつたということになるしね、最大限やつたけれども七

五・五%でこれはとまつてしまつたということにもなるんだから、そんなわけのわからない答弁じゃだめですよ。そういう法の運用を郵政省はやるんですね。やるならやるでいいのだ。ぼくはあなた方が法律についていろいろのことを、やかましいことを言っていることについて、もうこれくらいしじし指摘しますからね。最大限の運用でやむを得ないということが郵政省の法律に対する態度だというなら、それでいいのだ、どうですか。

一〇〇%なんというのはだめですよ。ちゃんと計量法に基づく計量士の資格のある者、これによつて一〇〇%やるんですよ。これはだめ押しのようにすけれども、そういうことでやるというふうにとつていいですね。

○説明員(斎藤義郎君) 一〇〇%実行いたします。

○政府委員(清田本繁君) 先ほど来いろいろ郵政省の計量についての御指摘があつたわけでございますが、何といひましても郵便というものを扱う計量でございます。国民大衆に対しては一番大事な、郵政省としては非常に大事な機器でございます。その計量について、法律で指定された機器について、いままで長い間ぬかりがあつたということ、郵便を扱つておられます関係の郵政局長としては、非常に遺憾に思ひ、かつ責任を感じております。何とかしていま資材部長が答弁いたしましたように、法律に基づいて十分な検査が確保できることを私としても何とかその側面からバックアップして、今後こういつた非難を受けないう、最大限の努力をいたしたいと思ひます。

○竹田現照君 あなた方、最大限といふことが好きで、盛んにまた郵政局長最大限と言つておられますけれども、これはだめ押しのようにすけれども、これは一人しかいませんよ。計量士の資格を持つておるの一人しかいませんよ。間違いないです。東京郵政局に六人しか、――ぼくの記憶が、これは計量何とか技術官というような名前だけなのかも知れませんが、とにかく四十何人も割れば知れておるわけですよ。そういうことでいま資材部長が明言をされた確実一〇〇%をやる、やることについて私は文句言いませんけれども、そういうことで可能なんですか。それと、私が最初から言つておる補助員とか計量主任とかにやらせた

○竹田現照君 だめだ、そういう逃げ口をつくつておいてはだめですよ。それじゃ、東京の郵政局に――札幌が四人というのは、計量官というのが一人なんですか、計量技術官というのが一人なんですか。計量士というのとは四々なんだろうけれども、その中の計量技術官という職制の名前のついておるの一人なんですよ。これは職員録にちゃんと書いてある。まあそれはいいでしょう、役所のことなんだから。その東京なら東京にいる東京郵政局において手下を使つてやつておるというの、監督指導のもとにあるから、検査したということになるんですよ。群馬の山の中に行つてみて、それならまことに可能ですよ。それをやるならまことに可能なんです。ところが計量法でいつているのはそのことを求めているんじゃないです。すからね。今度の計量法の改正によつて計量士の社会的地位というものはだいたいあがります。たい

へん喜んでいますよ、計量士協会の方々には喜んで
いる。だから社会的地位が上がるということには、
計量士が直接そういうものに、はかりの検査に携
る権限もふえる、そういうことに通ずるわけな
んです。ですから、いまそんな、あれです、資材
部長、何かあるときはあお答えたのだからこ
うだというような逃げ口ができるような答弁は私
は納得できない。これはあなた、四十五名の計量
士、そして一〇〇%完全に実施をいたしますと、
こう約束してください。それでなかったらばくは
質問を保留する。

○説明員(斎藤義郎君) ことばが足りないではな
はだ恐縮でございますが、いま正式の資格を持っ
ております計量士四十五名、この人で一〇〇%や
れるということでございます。ただ、補助的な人
を使つたら違法になるかどうか、どの程度まで使
えるのか、あるいは全然使えないのかという事柄
につきましては、通産省とも御意見を聞いてひと
つ考えていこう、こういう意味でございます。し
たがいまして、使わなくても一〇〇%可能である
ことはあるわけでございます。

○竹田現照君 そのただしがわからないのだ、そ
のただしが、通産省どうなんですか。計量士の資
格のない者が検査することは適法なんですか、
たとえ計量士の監督下にあったとしても。ぼくは
二人なら二人が臨局しているのなないですよ。
いい。ところが、計量士の資格を持っていない者
が行つて、それは計量士の命を受けて行つたのだ
ということになる。だれでもいいのだから、そ
ういうことじゃだめだ。計量士が、みずから資
格のあるものが臨局し、検査をし、これはオー
ケー、こういうのを検査が完了ということにな
る。そういうことをやるのですかと言つていい。
あなたはもう逃げを打っている、補助のほうに
やつぱり頭があるものだから。ぼくは絶対それは
計量法違反だと思つて。それはいいですか、
通産省、あなたのはうから相談してやろうと言
つておるけれども、計量士の資格のない者がやるこ
とはいいのですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 計量士の資格のない者
が検査いたしましたも、計量法の所定の条文中に定
めた検査の効果を生じないということでございます
す。

○竹田現照君 これはいま通産省の見解がはつき
りしたわけですから、もう一べん郵政省のはつき
りしたものを……。

○説明員(斎藤義郎君) まあ正規の資格のない者
が独立して検査をして、可否を判定するという事
柄は私たちが考えておりません。ただ正規の計量
士と同行するか、まあ原則として同行でございま
すが、そういうことでお手伝いをするというよう
なことは可能ではなからうか。もしそれも違法だ
ということであるならばそれもやめよう、こうい
うことでございます。

○竹田現照君 ぼくはむずかしいことを聞いてい
るのじゃないですよ。そんなことはあなたのほう
が将来計量士にするために、訓練をしておくた
めに、計量士がついて計量の実施を勉強させると
かさせないという、そんなことはやろうとするま
いと、そんなことを私は指摘しているのじゃない
ですよ。それはやられてけつこうでしよう、それ
は。実地に見るのなら、それはいいでしよう。だ
れども、どうも伏線があるように思つて。すべ
て計量士の資格を持つている者が臨局をして、
すべの計量器について検査を一〇〇%行ないま
す、そういうことを言えはいいのですよ。それで
終わり、きょうは、それを言わないから、ぼくは
納得しない。言わないということは、あなたは一
〇〇%やると言うけれども、これはインチキだと
らざるを得ない。——これは何も相談する必要
はない。それはおかしいですよ。だからおかしい
と言つてはいいですよ。

○説明員(斎藤義郎君) 先生のおっしゃるとおり
計量士だけで一〇〇%やります。

○竹田現照君 だから、なかなかたいへん自信の
ないようなことばかり言つていられるから、あれです
よ、まあいいです。私は正式にそのことをお答え
いただいたのですから、それをやらなかった場合

の責任はまたそのときにあらためて伺うことにし
て、きょうはこれで終わります。

○委員長(大森久司君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、計量法の一部を改正する
法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中尾展義君 それでは、午前中もいろいろ伺
いされておりましたが、一番最初に、今度新しく
技術基準が設定される、こういうことですけれど
も、内容をけさもちょっと伺ひましたけれど、
も、もう少し内容を説明してもらわねと、ちよつ
と法案の審議に差しつかえがあるし、その点、い
かがですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) それでは、内容を初め
からお話しいたしますと、現行法では、計量器
は、肉屋のはかりとか、その他はいろいろ
ございますが、そういう計量器は全部検定制度で
検定を受けなければ使えないというたてまえに
なつて、その性能を確保しているわけございま
す。ところで、家庭用計量器、たとえばヘルス
メーターでございますね、ヘルスメーターはそ
ういう対象になつていないわけですね。なぜかと申
しますと、これは取引の証明に使つていないか
ら、はずれておるわけですね。ところが、最近、急
速にヘルスメーターが普及いたしてまいりました
が、他方、不良品が出回つていまして、これにつ
いても何とかしなきゃならぬという消費者の声が
強くなつてきた。さりとて、これは四十一年の改
正で検定からはずされておるわけですが、これも
検定はするほどでないけれども、何らかの規制は
いたしましうというところで考え出したのが、い
ま、先生御質問の技術基準ということございま

す。

どういうふうにいたしますかという、技術基
準というのを通産省でつくりまして、それをメー
カーに守らせてつくらせる。しかし、あとでもつ
てチェックしてみて技術基準に合っていないか
ら、これを是正する措置を講ずるという事後的な
是正措置というのが技術基準の性格でございま
す。

それじゃ、どういふことが技術基準の中に書い
てあるかといふと、大ざっぱに申し上げま
すと、三つの技術基準の中に書くわけですね。第一
が、いわゆる誤差ですね、アローアンス。上下一
目盛りの中に必ずおさまるといふアローアンス、
これが第一点であります。第一点は誤差でござい
ます。これ以上の誤差があつちやいかぬというこ
とです。それから、第二番目がばらつきの問題で
すね。ばらつきがこれ以上あつちやいかぬとい
うことで、誤差の範囲内であつても、ずっと毎回少
しずつ指示する場所が違つては困るわけですね。
あるときは〇・七、今回は〇・五、その次はブラ
ス・二なんといふことでは困るんで、なるべく
指示する場所は一定しなければならぬと、これが
ばらつきですね、ばらつきが第二点。第三番目は
耐久性ですね。子供が何回もガチガチ乗つて
もなかなか性能が落ちないといふことで、物を何
回乗せても、ガタガタやってもなかなか悪くなら
ないといふ耐久性。この誤差とばらつきと耐久性
と、この三つを大体書くのが技術基準でございま
す。

○中尾展義君 これは従来からもあつたんで
すか、新しく新設ですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) こういう技術基準とい
う形でもつて規制するのは、この改正法が初めて
でございます。

○中尾展義君 それで、技術基準をつくるに際し
て、これからできるでしようが、メーカーからの
何らかの要望といふですか、そういうことがあり
ましたか。あつたら、どういふ要望があつたの
か、その点ひとつ伺ひたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) メーカーのはうは、法

案は午前中御説明いたしましたように、計量行政審議会に対して諮問したわけですが、計量行政審議会におきましては、メーカーの代表ももちろん出ています。その意見がございまして、その意見を要約いたしますと、この答申にありまうように、自主的に性能、品質の管理を十分行なっているメーカーにとつてはごく当然のことであり、企業の社会的責任は十分自覚しなければならぬ、こういうふうな書きであるわけでございます。なお、これから午前中出ましたけれども、メーカー側から出た意見では、輸入業者も同じようにやってくれ、午前中、竹田先生からも御指摘がございましたけれども、輸入業者も若干問題があるんだから、メーカーについてこういう技術基準で規制するならば、輸入業者についてもひとしく規制しなきゃならぬ、こういう意見はございました。

○中尾辰義君 それで、メーカーで大メーカー、中小メーカーいろいろあるでしょうが、いまの技術上の基準を定められた場合に、大メーカーは別として、中小メーカーで基準を守るだけの技術なり検査の設備というものがきちと備わっているのか、その点はいかですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) まず、技術の実態でございまして、家庭用計量器はそうむずかしいものではございませんので、いわば十分成熟した技術によつてつくられていた。したがって、日本におきまして、大企業でも中小企業でも技術上特段の違いはないというのが技術の実態でございまして、また、法律上の問題といたしまして、製造事業者は登録されるわけでございますが、登録の要件として検査設備の設置を義務づけるわけでございますが、これも、検査設備もそうむずかしい設備ではございませんので、検査設備について、中小メーカーは気の毒だから少し緩和するということもございまして、検査設備については大手メーカー、中小メーカー同じでございまして、検査設備の点から品質、性能に差異を生

ずる点はございません。まあ、ただしして申し上げますと、そういう精度、あるいは性能について問題が生ずるのは、そういう技術の問題とか、設備の問題じゃなくて、部品管理、あるいは外注管理ですね、あるいは製造管理、品質管理の面において若干問題がある大メーカーと中小メーカーとございまして、そういう点があるかもしれないので、そういう点について各メーカーが品質管理に十分に十全を期するよう、大メーカー、中小メーカーも含め、十分指導してまいりたい、かように考えております。

○中尾辰義君 質問が前後になりますけれども、家庭用計量器のメーカーですね。これは大手の場合、大半の場合は兼業ですが、中小企業とそれぞれ専業メーカーというのはどれくらいあるもので

○政府委員(矢島嗣郎君) 家庭用計量器だけをつくっているというメーカーはほとんどないわけでございます。すべて計量器全般をつくっているわけでございます。ところでそういう、じゃ家庭用計量器をつくっているメーカーはどれくらいあるかということ、大企業と中小企業に分けて申し上げますと、この分類は例の従業員三百人以下の定義ですが、三百人以下の中小企業では、ヘルスメーターが三社、それから台所ばかり三社、ベビースケール二社、室内寒暖計九社、したがって、合計十七社になるわけでございます。ダブつていられるかもしれませんが、それから三百人をこえる、いわゆる大企業は、ヘルスメーター六社、台所ばかり五社、ベビースケール四社、合計十五社ということになります。

○中尾辰義君 特に検定対象の器種というのがあります。検定の対象になっている計量器の器種、それから、対象になっていないものもありまうけれども、その点ひとつ答えて下さい。検定対象の器種、どういふものがあるか、それから対象になっていないものはどういふものがあるか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 検定の対象になっていないものは、現在法第十二条でもって定義して

ますが、ここで一応は十八に分けて書いてござい

ます。ものさしのたぐいでございましてね。巻尺、量尺、はさみ尺云々。それから、はかりのたぐい、質量計、温度計、皮革面積計、ます云々というところで、あるいは電気関係の電力計、最大需要電力計、あるいは照度計、あるいは騒音計、こういうふうな十八項目に分けております。こまかく入れるととなくさんになります。項目的には十八に分かれております。対象外ということになりますと、今度対象にしようと思つて審議をお願いしているものが、大ざっぱに分けて三つございまして、濃度計でございまして、それから振動計、この濃度計、振動計の關係は、いわゆる公害関係のものでございまして、それから熱量計ですね。これは、集中暖房等が北海道、あるいは千里ニュータウン、その他非常に普及してまいります。もので、それについて熱量を計量するため熱量計、この三つが今度追加しようと思つて御審議をお願いしているわけで、現在のところではまだ検定の対象になっていない、こういうことが言えると思ひます。

○中尾辰義君 それは、いま説明がありました検定の対象になっているいろいろの器種、その検査の方法は、一品一品みなおやりになるのか、あるいはまた抜き取りでおやりになるのか、その辺どうなっておりますか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 一品一品でござい

○中尾辰義君 そうしますと、この検定の結果です。地方団体の計量検定所で行っているのだと思ひますけれども、検査の実績というものはどういふやうな状態になっておりますか。おもな県、東京、大阪とか、そういうところをひとつわかつておれ

○政府委員(矢島嗣郎君) 御質問は、検定の対象になった計量器の数だらうと……。

○中尾辰義君 それを決定した結果、合格あるいは不合格、それはどの程度あるか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 不合格率でござい

○中尾辰義君 東京と大阪の場合どうでしょう、それじゃ。

○政府委員(矢島嗣郎君) 最初に全国の率を申し上げますと二%でございまして、全国で。そこで、先生の御質問の東京は二・三%、それから大阪は一・〇%、こういうのが計量統計要覧の示すところでございます。

○中尾辰義君 その検定対象器種の中で不合格率の一番多い器種と、ほとんど不合格はないと、ゼロに近いと、いろいろあるだろうと思ひますが、その極端なやつをひとつ説明してください。

○政府委員(矢島嗣郎君) それでは不合格率につきましては、東京都の例によりまして不合格率を見ますと、一番多いのが液化石油ガス計量器、LPGをはかるメーター一四・七%、温度計一〇%、こんなところが東京の例では一番多いものになっております。——全部申し上げましようか。

○中尾辰義君 大阪ちよつと説明してもらえませんか。——いま東京都の例ではほとんど不合格がないのはどういふのがありますか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 失礼いたしました。それは合格率の非常にいいものは、〇%、これは量が非常に少ないのですが、面積計、織度計、こういうのは〇%でございまして、比較的数字の多くて成績のいいやつはガスメーター、はかりで、ガスメーター一〇・八%、はかり〇・七%、圧力計〇・九%と、こんなところが合格率のいいものでございまして。

たいへん恐縮でございまして、大阪府の例はここに手持ちがございせんので、また後ほど。

○中尾辰義君 私はタクシーにちよいちよい乗っているのですがね。タクシーメーターはどんなやうな

○政府委員(矢島嗣郎君) タクシーメーターは、これは九・七%で悪いほうに属するものござい

○中尾辰義君 それで、検定対象器種の整理ということがいま問題になっておるようですが、整理ということは、結局検定対象からはずせという意味なのか、あるいは不合格率もほとんど少ないのだから、そう一々やかましい検定をせぬでもいいじゃないかと、業者にある程度はまかしてあげて、そういう意見もあるようですが、この整理の問題についてどういうふうにお考えになりますか、いまのデータから。

○政府委員(矢島剛郎君) 実は、この整理の問題はだいぶ前からいろいろございまして、四十一年の改正の際に大幅に整理したわけでございまして、したがって、現在は一応整理した形でもって検定を実施しているわけでございまして、われわれといたしましては、必要があれば検討いたすつもりでございまして、現在のところ関係者からこれを整理しろというのを言っている具体的な要求はございません。

○中尾辰義君 それでは次に、公害関係の計量器につきまして、今度新たに法定計量器に追加されたわけですが、その中で特に振動計については、公正に振動を測定する方法の開発が非常にむずかしくてほかの計量器の開発に比べていふんおくられておると、こういうようなことを言われておるわけですが、この振動計の開発状況というのはどういうふうな現状なのか、その辺ちょっと説明してください。

○政府委員(矢島剛郎君) 一般的にいつて、公害関係の計量器のうちでは振動計はおくれていて、いろいろと言えらると思えます。しかしながら、さしにこの状況を調べてみますと、現在都道府県及び市の条例である程度振動を規制しているわけですが、たとえば振動変位、振動速度、こういうものだけに限ってはそれに即した振動計というのが製造されているわけではございません。それからさらに今後デシベルという振動単位ができるわけではございますが、そういうことも見越しましてデシベルを単位とする振動レベルの計測振動計も日本音響学

会の企画に基づきまして製品化されてきて、その供給体制も一応整っているという状況でございまして、しかしながら、冒頭に申し上げましたように、製品の性能及び信頼性の点では必ずしも満足できない面があり、すみやかにこの計量法による振動計の性能確保のための施策を推進する必要があります。

○中尾辰義君 そうすると、この振動計ですね、これは検定対象から除外されておるわけですか。

○政府委員(矢島剛郎君) 先ほど申し上げましたように、現在は検定の対象となっていないわけだし、それからこの御審議いただいている改正法ができました後におきまして、法律上は対象になるわけではございますが、若干これを実施するには時間がかかるのじゃないかと思っております。

○中尾辰義君 そうするといつてこの検定体制は整うのか、その点いかがですか。騒音計も同じ。

○政府委員(矢島剛郎君) 最初に振動計でございしますが、これは先ほど申しましたように、公害関係の計測器の中では相当おくられておるほうなので、三年もしくはもうちょっとですね、検定までかかると思っております。これは他方、公害関係の全国ベースの規制の実施状況ともちろみ合わせて考えるだけその体制を整備したいと、かように考えているわけではございます。

それから、いま、あとで御質問になりました騒音計でございまして、騒音計は現行計量法における法定の計量器となっております。もちろん検定の対象に一応法律上はなっているのですが、まだ実施に至っておりませんが、開発状況を見ますと、普通の指示騒音計はJISC一五〇二、簡易騒音計がJISC一五〇三、精密騒音計がIEC—国際電気技術委員会の国際規格一七九に基づいてそれぞれ製造されておまして、新たに開発を要する点はほとんどございせんので、検定対象に加え、製品の性能及び信頼性の高い騒音計を供給したいと思っております。

○中尾辰義君 そうしますと、公害関係の振動計なんか、一応今回の法律によって検定の対象に追加されるけれども、実施は三年ばかりおくれると、そういうことですね。

○政府委員(矢島剛郎君) 騒音計はすぐ検定になるわけではございますが、新たに今度法定計量器になる振動計は三年くらいかかるということではございます。

○中尾辰義君 それから、これは行管のほうでも勧告があったように思いますけれども、公害関係の計測器、これが開発をされても、需要者の側に十分な知識がなければ、技術がなければ、せっかくいいものをつくっても、これは宝の持ちぐされになるじゃないかと、それで公害計器について、担当職員の不足からまたいろいろ問題が出ておりますね、その点をどうお考えになるのか。

今後こういつたことに対してどのようなお考えをお持ちいらっしゃるのか。もともと国のほうで力を入れて、いま公害関係がやかましいですから、もう少し公的機関が何かで強力にバックアップをすべきじゃないかと、こう思うのですが、その点いかがですか。

○政府委員(矢島剛郎君) 先生御指摘のとおり、公害関係の計測器がこうやって計量法でいろいろやってございしても、使う者が十分に熟達しなければ意味ないと、おっしゃるとおりでございます。これはいろいろな方面から施策を講じておりまして、まず、公害計測器は主として都道府県等の監督者でございまして、監督官庁がまずこれを使うわけではございますが、こういう監督官庁の職員につきましては、環境庁がそれぞれこれは従来厚生省時代からもやっておると思えますけれども、予算を取って研修をやるといふことをやっております。それから、今度は他方企業家のほうでございまして、これは自主的にも使っておりますし、あるいは大気汚染防止法等でも、監視の義務、調べ、それから記録する義務があるわけではございますから、当然こういう公害計測器を使わなければ

ならぬのですが、そういう面につきましては、通産省のほうにおきまして、同じくだいぶ前から毎年所要の研修をやっておりますが、さらにこういう環境庁及び通産省という役所ベースの研修会に加えて、いまだそういう体制の整っていない中小企業、ほんとうの零細な中小企業、そういう職員すらいらないというののため考えまして、そういうものの分析を委託する機関をつくらうじゃないか、そういうことで、かねてそういう要望がありましたので、四十六年度には東海地方に東海技術センター、九州地方には九州技術工業協会がその事業の一部として、そういう委託による分析をやり始めておりますし、大阪においても近く同じような趣旨より産業公害防止センターを設立することになっているわけでございまして、このいろいろのセンターとか協会すべて通産省が指導してできたものでございまして。こういうふうな三つのほうから攻めている。都道府県の職員と、中小企業の従業員そのものと、それから何にもできない人のために委託してやる機関、こういうようなほうの点からその点に対する対策を講じているわけではございます。

○中尾辰義君 四十七年度は何か具体的な計画を持っていますか。

○政府委員(矢島剛郎君) 四十七年度におきましても、その従来からそういうふうなやっておった研修等の施策を推進するというところでございまして、新しいものと言え、いま申し上げました大阪の産業公害防止センター、これが四十七年度にできる運びとなっていることが、目新しいものだと思います。

○中尾辰義君 それでは、これは新聞等に出ておりますが、「通産省の名案早くも宙に浮く」、四十七年度事業の公害防止技術センターの設立、これは通産省でおやりになっておるんでしようが、これが都道府県の反対でつぶれた、こういうふうになっていまして、実情はどうなっているのでしょうか。

○説明員(森口八郎君) 先ほど重工業局長から御説明申し上げましたとおり、主として中小企業者のために各地で公害防止技術センターをつくりたいという方針であるわけですが、大阪、名古屋、北九州等においてすでに発足、あるいは発足を予定しているところがあります。関東地区におきましても、相当数の業者がおりますので、そういう分析センターをつくりたいというの、私どもかねがねの考え方であったのであります。準備がやはり十分でなかつたという点で、関係都道府県との連絡が十分でなかつたという点でございまして、今後は、民間の需要者の動向を考慮しまして、関係都道府県の方にも意見をさらに疎通いたしまして、関係中小企業者の利便に供したいというように考えております。

○中尾辰義君 これは新聞記事ですけれども、参考にお伺いしますが、これを見ますと「関東東甲信越の一都十県に共同出資を呼びかけていた」、これは、東京通産局が四十七年度事業で公害防止技術センターの設立を計画した。ところが「同構想は、思いつき倒れ」に終ることが確定した。置場所がかたよって利用しにくい」などの計画のずさんなことが一因であるが、さらに資金の面において、「ギャンブル(競輪)の資金に資金の大半をおんぶ、という姿勢も、公営ギャンブルの廃止を打っている東京都などの反発を買った」と、こういうように出ています。そうしますと、この検査料が民間より高い、それから設置場所が片寄っている、資金面において競輪等のギャンブルの、いわゆるもうけですが、この資金に資金の大半がおんぶされておる、これはどういうことですか。その辺ちょっと補足的に説明してください。

て、検査料が幾らであるかということ、一応の試算はしておるわけですが、私どもは、まあ私どものほうも東京通産局から相談を受けて、さらにその内容について詰める必要は、妥当な検査料というやうな意見は申し上げたことがございまして、これはやはりひとつ準備と申しますが、検討が未熟であった点があつたのではなからうかというように考えております。

それから第二の、場所が片寄っているという点でございまして、当初の東京通産局の構想では、通産局の管内を一九としたような分析センターをつくりたいということであつたわけですが、東京通産局は北は新潟県から西のほうは静岡県等まで入つておるわけですが、とてもそういう長距離のところを、またたとえば採取した水などを運んで、これを分析するということとは事実上不可能であるわけですが、そこで通産局のほうは、だんだん考え方を集約いたしまして、まあ東京近辺の中小企業者の需要に充てるような分析センターというところで考えたわけですが、置場所と、まあ東京とかあるいは埼玉県から千葉県に持つていかなければならぬ。東京都に置かれますと、千葉県あるいは埼玉県のほうから運ばなければいけないという点がありまして、場所の点について、私どもは必ずしも、たとえば千葉県に置きます場合においては、東京都は遠いとか、あるいは埼玉県が遠いという点は必ずしも言えないわけですが、やはりそういうような苦情もあらうかというように思つてございまして、それから、分析センターをつくる趣旨には賛成でありまして、分析センターをめぐって、分析センターをつくるという趣旨に御反対という趣旨ではなしに、まあ競輪資金をその資金の一部に充てるといふように

な点に、いろいろ御意見があつたようでございます。そして、そういうような意味で、東京都が参加をされたいという趣旨を表明されましたので、そういうことになりまして、まあ先ほど申し上げましたこの点、部分的には、まあともな点もございまして、さらにそういう構想を練り直してということで、四十七年度に関東地区に分析センターを設けるといふような構想を一応取りやめにいたしたいという趣旨でございまして、

○中尾辰義君 それと資金の面は、これは何ですか、関係都道府県の共同出資、通産省側はどうなつていますか。

○説明員(森口八郎君) 大体私のはうで、まあ公害センターが三つほどあるわけですが、公害センターの資金は、いづれも地方公共団体の出資金とそれから業界の出資金、分析を依頼いたします業界の出資金、これを中核といたしまして、これに競輪資金を充てるといふたてまえを一般的にはとつておるわけですが、したがって、まして、東京都の場合等におきましても、ほぼ同じような出資者の構成を考えておつたわけでございます。

○中尾辰義君 その資金の割り振りはどうなつていますか。

○説明員(森口八郎君) 東京都の場合は、実は構想がそういうようなわけで空中分解をいたしましたので、たとえば例を、四十七年度に発足いたしました産業公害防止センター、大阪にございまして同センターの場合について御説明を申し上げます。同センターは地方公共団体の出資金が一億円、それから業界の出資金が一億円、それから自転車振興会の資金が一億四千八百万円、合計三億四千八百万円で行なうということと相なつておるわけでございます。

○中尾辰義君 自転車振興会というのは競輪のほうで、そこが問題になつておるわけですか。

○説明員(森口八郎君) 俗に競輪資金と申しておるものでございまして。

○中尾辰義君 で、通産省としては今後どういうような計画で臨まれるわけですか。

○説明員(森口八郎君) 公害の規制がますますきびしくなつていくわけですが、もちろんこれは都道府県のほうで公害規制について監督をされるわけですが、一方、民間の側におきましても、自主的に自己の企業から出します排出物等の分析をいたしまして、公害を出さないようにする必要があります。そういうふうな存するわけでございます。そういうふうなわけから申しますと、この公害の分析に関する利用というものは今後ますますふえていくというように考えておるわけですが、他方、重工業局長が申し上げましたように、なかなか民間における分析機関には信頼性、あるいは規模等におきまして適当なものがございせん。したがって、私どもは各地の方の実情に応じまして、できるだけ各地に分析センターをつくりまして、主として中小企業者の便宜に資したいというように考えておるわけでございます。できますれば各地における分析センターは、センターの資金が巨額を要する点、特に設備機器等におきましては非常に高価なものでございまして、その完全な回転利用をはかりましたに、できるだけ広域的な分析センターとして発足せしめたいというように考えております。

○中尾辰義君 この問題は問題ありますけれども、それでは一つだけ申し上げますが、あなたがおっしゃった答弁の中でも、民間のものは少し分析の内容が精密でないようなこともあつたようですが、私は逆のことも言えるんじゃないかと思つておる。これは、どうも県なんかでやつたのはすぐまかすんですよ、あれは。私が行つてもなかなか真相を発表しない。あれやこれやいろいろ方法をやってと正確な正しいやつをつかんだようなこともあるし、むしろ民間がびしゃつとそのまま正確な資料を発表する場合もあるんだし、ですからこれはひとつ、今後のあなたの方の監督の問題もあるでしょうが、ちょっとその点厳密にやってください。

それから最後に、これは関連の質問になりますけれども、消費者運動の一環として、単位販売制度ということが言われるわけですが、わが国では今日単位販売のものは、一部キロとか、びんとか、そういう単位販売が行なわれておるが、特に密封品についてはほとんど行なわれておらない。たとえば粉ミルクでも「クリーマ」これは二百五円、百九十グラム、「ブライイト」というのは二百十円で中身は百八十五グラム、「ニド」というんですか、百五円、中身は八十グラム、こういうふういろいろまちまちなんです。消費者のほうから、非常にこれは選択という面から考えて迷ってしまうんですね。この単位販売制度ということについて通産省はどうお考えになるか、今後こういったような問題をどのように指導していくのか、その点ひとつ伺います。

○政府委員(矢島嗣郎君) この単位販売でございますが、先生いろいろ例をあげて御指摘でございますが、まあ大ざっぱに言って二種類あって、一つは五十キロ何円、百キロ何円という端数なしにやる場合と、それからかりに端数がある場合でも一グラム何円というふうに単位当たりの価格が容易にわかるように書く、こういうのが大体単位販売だろうと思います。

で、これはメ리트といたしましては、当然のことながら、消費者が容易に価格に関する情報がわかるということで、消費者が自由に判断できるというメリットがあるわけでございますが、他面、ある意味では、取引に対する制限行為であるということも言えるわけでございます。量を少ししよけい売ることによって単位当たりの価格を安くするということのような商売人のやり方があるわけでございます。それはそれなりに意義を持つ場合もあるわけなので、取引を不当に制限をする、それを法律で規制するといったしますと、そういう面がやはりあるので、取引の実情に応じて慎重にやらなければならぬ問題だと一般的に考えておるわけでございます。したがって、現状におきましては、単位取引というものの一面倒に法律でもって規

制ということを行なうべき段階にはまだちょっと達していないんじゃないかな。商品ごと、あるいは店ごとに、実情に応じて単位販売の考え方を尊重するよう、徐々に指導していくべき問題じゃないかと思うわけでございます。それで、なおこの問題は、実は私も今日計量法の御審議で、計量法の関係でいろいろ御説明しておるわけでございますが、この単位販売という問題は、まあ計量行政の若干ワタを越えて取引規制的な性格の問題じゃなからうかと思うわけでございます。で、通産省の中でも企業局その他関係部局も含めて、今後ともなお努力を積み重ねてまいりたいと考えている次第でございます。

○中尾展義君 それじゃ最後にもう一点だけ。量目に関する取り締まり、これは毎年全国一斉に行なわれておるわけですが、一年に何回ぐらいおやりになるのか。

それから、取り締まりはどの程度の規模で行なわれておるのか。

さらに取り締まりの結果はどうであったのか。その辺のところを一括して答弁していただきたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 量目に関する全国一斉取り締まりは三十八年以來やっておるわけでございますが、年二回でございます。一番商売の行なわれる中元期と年末年始、この時期に全国一斉に二週間くらいずつ、それぞれ中元と年末の二週間くらいにわたってやるわけでございます。

それで四十六都道府県と、それからもう一つ計量行政については七十五の特定市——大きい市、これが全部権限の委任を受けてやっておるわけでございますが、四十六都道府県と七十五の特定市の検定検査員を総動員いたしましてやるわけで、品物といたしましては大体正味量表示の商品、密封されて正味量五十グラムというようにしてやっているようなそういうものが大体十品目ぐらい、それから前面計量、肉とか魚のように前面計量の、お客さんの前でもってはかりにかけて売るもの、十品物ぐらい、こういうものについてそれぞれ

商品ごとに量目公差、これは政令で定めておりますが、その公差を厳守しているかどうかを立ち入り検査あるいはその検査員が試みに買入——商品試買でございまして、この立ち入り検査と商品試買の両方の方法によってチェックいたしている次第でございます。

その実施状況はどういうことかということも数字的に申し上げますと、さっき言った四十六都道府県分、これは四十五年度の状況でございますが、数字で若干申し上げますと、都道府県の分は検査件数が四万二千七百九十六件検査いたしました、量目不足の件数が一万二千八百四十二、パーセンテージにいたしました悪いものの率は九%に相なっております。それから、それから七十五の特定市の分は、検査件数が八万三千九百一件、量目不足の件数が六千七百十二件で、その不足件数の率は八%と相なっております。でございます。

以上が、この量目検査の一斉検査の状況並びに結果でございます。

○中尾展義君 その不合格のやつはどういうふうな指導なさっておりますか、いまの九%の不合格でですね。

○政府委員(矢島嗣郎君) それぞれ不合格のものにつきましては、当該店舗に対し、その都道府県もしくはその市町村からの勧告の形によりまして、今後そういうことのないように指導いたしているわけでございます。

○中尾展義君 いや、不合格のはかりですね。検査をした結果、不良のはかりがあったような場合を指摘したのですよ。そういうようなものに対して、どうやっていいますか。

○説明員(新井市彦君) ただいま局長が申し上げましたのは、もの自体、たとえば肉でございまして、野菜が一定量あるという、そういうものを対象にいたしましてやる検査でございます。

それからそれををはかるのはかり自体については、これは法律によりまして都市におきましては一年に一べん、それから郡部におきましては三年に一

べん必ず、これは時期を定めませんで、一年に必ず一べんずつ都道府県の検定所の検査をいたすというようにいたしております。その場合に不合格になりますと、それは封印をいたしまして、修理をいたしましてあらためて検査を受けて、合格しない以上は使用させないというような措置をとっております。

○柴田利右門君 まず公害関係の問題について、このたび計量法上の計量器として追加をされたものというのは、先ほどから話がありますように振動計とか騒音計とか濃度計とか、そういう三つのものが今度新たに加えられたものになるのでしょうか。

○政府委員(矢島嗣郎君) そのとおりでございます。

○柴田利右門君 そのうちで、振動計についてはなかなか非常にむずかしい問題で、なお開発のために時間を要するのではないかと、いうようなお話が、説明がございましたが、騒音計などは、騒音防止法もありまして、その一番もとになるものだからというふうに考えておりますので、今度新たに検定を受けることになるというわけですが、騒音計なり、濃度計というものは、現在までの正確度といいますが、そういうものについて、そのほうでわかっておたらお知らせをいただきたい。

○説明員(新井市彦君) 公害関係の計量器につきましては、現在、はつきりした基準は確立しておりませんけれども、一応表示された値に対して一〇%程度というふうに言われております。

○柴田利右門君 それでは次に移りますが、この前の計量法の改正は四十一年だというふうに聞いております。また、いま説明の中で、そういうものが出たわけなんですけれども、そのときの計量法の改正というものの流れといいますか、改正の方向というのはどのような形で、大筋としてですね、個々の問題でなしに、つまり今回の場合、家庭用計量器等につきましては、いろいろ消費者の苦情その他もあってそれにこたえるような形で改正が行なわれようとしておるのですけれども、開

のはかについて検定基準を申ししますと、検定の際の誤差というのは、上下プラスマイナス半目盛りないし一目盛りということです。もつと具体的に申ししますと、半目盛りないし一目盛りというのは、百キロのはかりがあるとすると、それが大体二回転ぐらい回って——最初五十キロを示して、次に六十、七十、百と、二回転ぐらいすると、最初のほうが精度が高くなければいけませんから、最初のほうは上下半目盛りぐらいの誤差、二度目の三十から百の回転のところは、これは上下一目盛

でいいだろう、こんなふうなのが商業用のはかりの検定基準となつてゐるわけでございます。半目盛りもしくは一目盛りと、上下。

○柴田利右工門君 百キロのものがあつて、一回転して五十キロ、それが半目盛りというところ、五キロという意味ですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) それはものによりまして、五キロの目盛りになつてゐるものもあるし、一キロが目盛りになつてゐるもの、いろいろございまして、それはお使いになる方の要望に応じまして、大ざっぱに計量する人と、こまかに計量する人で、それぞれのお客さんに応じて、五キロの目盛りのものも一キロの目盛りのものもあります。五キロの半目盛り、一キロのものであれば五キロ半目盛りというのが検定の誤差ということになります。

○柴田利右工門君 今度の技術基準制度というのが導入されて、より正確なものを、製品を出そうということですが、これによつてはたして不良品というのが一掃できるのかどうか。さらにはまた、販売後のアフターケア、こういうものについて、どのような形で指導をされていくとされてゐるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢島嗣郎君) 今回の措置によりまして、家庭用計量器については技術基準ができるわけでございます。いままで、どの辺がいいかというところは、いろいろの人が言つておりまして、はつきりしていなかつたわけでございますが、これに對して技術基準が設定されたということは、メーカー並びに輸入業者については、自信を持つてこれで行くという基準ができたわけでございます。同時に、これが法律でもつて規制されるというところになるわけでございますので、これによつて不良品が一掃できるというふうに考えております。

それで、チェックの方法としては、技術基準に適合しないものにつきましては、都道府県なり市町村の職員が立ち入り検査、定期検査、あるいは

報告によつて法律上チェックできる。あるいは民間の住民の苦情があつたら、それを取り上げる。あるいは都道府県の職員がみずから金を出してそれを試買するというところで、いろいろな法律上または実務上の手続によりまして、これをチェックできる体制にあるわけでございます。以上によつて不良品が一掃できるものと信じております。

アフターケアにつきましては、これはまた次の問題でございますが、従来よりアフターケアに万全を期するように販売店を指導してきたわけでございますが、さらに今後、次のようなそれぞれの場所でもアフターケアをするということで、四十六都道府県の計量検定所——全部の都道府県にそういう計量検定所がありますし、それから、七十五の特定市町村については計量検査所があります。そういうところへまず持つていったら、アフターサービスができる。それからもう一つは、地方に計量協会というのがあります。全部各県につくつておりますが、これがアフターサービスをやるということ、この点、私も通産省としていろいろの助成措置も講じて、検査設備を買わして、それがとどき小学校の庭とか集会所に検査設備を持つていって、どうぞ持つてきてくださいというふうなことで、それをただでもつて直したり、チェックしたりするようなことをやつております。それ以外に、先ほど申し上げましたように、製造メーカー及び販売店につきましては、従来に引き続いて、さらにアフターサービスを強化するように指導してまいりたい、かように考えております。

○柴田利右工門君 不良品の一掃につきましても、いまのお話によると、技術基準制度を導入したことによつて、もうこれでよしということになくて、さらに、従来やつておつたような、ときには品物を買つて調べてみるとか、そういうようなことも引き続きやりになつて、この法が求めておるところのものに対するいろいろな方策を講じていく、こういうふうに理解していいわけですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) そのとおりでございます。先生のおっしゃつた商品をとどき買つてというところは、やはりこの制度を完全に行なわせる、チェックするために重要な一つの方法であると思ひます。そういうようなのをいろいろ織りまぜまして遺憾なきを期していきたい、こういうふうに考えます。

○柴田利右工門君 それでは、すでに今回つておるものについて、それは中にはいいものもあるし、しょうけれども、必ずしも感心しないものもあるんじゃないかと思ひますが、そういうものの取り扱いというものは、これからどういうふうになされるかとお聞きしますか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 先生のおっしゃつてゐる、すでに今回つてゐるというのは、この法律が施行される前に売つて出つたものについてはどうするかということでございますが、いろいろこの点につきましては、消費者団体等から指摘されておるわけでございますが、この法律が施行されておるわけでございますが、これは法律に違反して適用するといふわけには、これは法律に違反しないわけでございますので、この技術基準適合という法律の形では、出回つてゐるものについては対処できないわけでございます。しかしながら、何にもやらないといふわけではございませんで、従来からある程度やつてきた家庭用計量器に関する精度確認事業という行政措置があるわけでございますが、これを引き続いて推進して、その出回り品に対する対処策にいたしたいと思ひわけでございます。

それから、精度確認事業というのはどういふことであるかと申し上げますと、先ほど私が申し上げました地方の計量協会が検査設備を持つておるわけでございます、持つていないものにつきましても、助成措置を通産省で講じて持たせるといふことで、ほぼ体制が整備しつつあるわけですが、その巡回サービスというのを四十四年度から実施してきてゐるわけでございます。だんだん地方計量協会が内容が整備する。いまま

できていないところもできるというふうなことで、ほぼ体制はできてゐるというところは申し上げたところで、その巡回サービス事業によつて小学校の庭等に行つて、出回つてゐるものを持つてきてください、こういうことでそれを直すというふうなことをやつてゐるわけでございます。さらに各県の計量検定所、メーカー、販売店等において消費者の随時依頼に応じて直すということも従来どおり指導してまいりたいと考えております。

○柴田利右工門君 次に、輸入計量器についてお伺いをします。

○政府委員(矢島嗣郎君) それでは四十五年度の輸入実績を申し上げますと、概数で申し上げますと、ヘルスメーター九万台で、これは国産に対する比率が五・二％に相なるわけでございます。それから二番目の台所用のはかり、これは四万台でございまして、国内生産に対する比率は四・七％、それから三番目は、ベビースケール九千台でございまして、国内生産に対する比率は四・六％でございます。最後に温度計、寒暖計五万本、国内生産に対する比率は〇・五％、以上が四十五年度の家庭用計量器の輸入実績でございます。

○柴田利右工門君 これは、四十五年度の数字をいまお知らせをいただいたのですが、四十六年、四十七年、あまり長い期間ではないですけれども、この期間にこの数字というのはどういふような経緯をたどつてゐるでしょうか。

○政府委員(矢島嗣郎君) ヘルスメーターについて申し上げますと、四十六年度実績見込み、これはちょっと金額でしか出ていないのでございしますが、金額で対比するために四十五年度にさかのぼりまして申し上げますと、ヘルスメーター四十五年度が九千万円、さつきの九万台にあたるので、それね、九千万円、四十六年度は九千四百万円、それから四十七年度見通しが九千六百万円と微増というものが傾向でございますが、次に、ベビース

ケールを見ますというところ、これはほとんど六年度、七年度はなしと、それから台所ばかりはほとんど横ばいというのが六年、七年の見通しでございます。温度計につきましてはほとんど、さつきあまり数字が大きくなかったのですが、ほぼ微増もしくは横ばいというところでございます。

○柴田利右工門君 いたたまた金額で御説明いただいたのですが、この輸入品と国産品との価格、性能の相違、違いについてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(矢島嗣郎君) ヘルスメーターについて申し上げますと、概略を申し上げますと、輸入品は国産に比べますという値段の点では割り安である。しかしながら、性能は若干劣ると、こういうのが大ざっぱな状況でございますが、これを数字的に例示で申し上げますというところ、輸入品では、西独のものがヘルスメーターは大部分でございますので、その西独のものをとりましますという、値段は一台当たり小売りで千九百円ないし四千円、それに対して国産品の標準ものは二千五百円ないし四千円と、ですから、やっぱり輸入品のほうが若干安いということが言えますが、性能の点では、最大の誤差で申し上げますというところ、さつきの西独のが一ないし三キログラムに対して国産品は〇・五ないし一キログラムということで、性能は国産品のほうがよいという数字が出ております。

○柴田利右工門君 輸入業者の実態とさらに輸入品に対して、先ほどの御説明でいくとヘルスメーター微増だと、あとは横ばいではないかなり減っているものもあるということですが、こういうものについて今後特段の考え方があるのかないのか、規制をすることかしないとか、このような状態なんではないのか手をつけなくてもいいだろう、そういうようなお考えがありましたらお聞かせ願いたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) この法案ただいま御審議願っているのですが、この新しい六十条以下に家庭用計量器に対する規定が書いてあるわけござ

います。その中に当然のことながら、輸入業者が規制を受ける対象としてはつきり出ているわけですが、その点、従来輸入業者というものはほとんど計量法に顔を出していなかったのですが、この六十条以下にはつきり輸入業者が出たということ、一つの大きな特色であるということが言えると思います。輸入業者については相当問題があるわけなのでございすが、実際問題として輸入業者というのは、現在のところ取り扱っているのは数社くらいでございすが、比較的に取り締まりが案外ではないかと思ひますが、さらに行政指導も加えましてやっつけていきたいと思います。たとえばどんな行政指導かといふと、輸入業者が海外の、ドイツならドイツの輸出業者に今後注文する際には、日本では新しい法律でこういう技術基準ができたということを十分連絡して、そのスペックに合ったものを出すようにというところを強く指導していきたい、これは当然と言えども、さつきと考へていた次第でございます。

○柴田利右工門君 次に、性能と価格の面についてお伺いしたいと思ひますが、技術基準の設定、こういうことが行なわれるわけでありまが、これに伴って価格にあらはね返るのかはね返らないのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(矢島嗣郎君) 現在の家庭用計量器の技術の実態というものはさうたいしたものでございせんのでして、大メーカーであらうと中小企業メーカーであらうとみんなできる技術であるし、それから、そのための設備も登録業者であれば普通持っているものでございするもので、これをまじめにやろうとすれば当然できるものだろうと思ひます。したがって、この技術基準をやることによって特にそれがコストにはね返る、はね返るに値段が上がるというようなことは普通考えられないものだろうと思ひます。値段の違ひはデザインとか、大きさとか、飾りとかいうようなことで値段の違ひがいろいろございすけれども、こ

ういう技術基準を行なつて性能を確保するというに伴うコストというものはほんの同じようなものでございすので、これによって価格にはね返るようなことはあり得ないわけでございますが、しかし、万一さういふようなことをやるよなものがあつたらば、これは行政指導その他のことによってさういふことのないようにしてまいりたいと思ひます。他方、消費者のサイドから言へば、いままでは値段の高低によって性能がだいい違ひのじやないかという不安感が非常にあつたわけでございますが、今度はたとえ値段が安くても、値段のいかんにかかわらず表示のあるものは安心して買えるという体性になつていくわけでございますので、不当に値段を上げられたものは、おのずから売れなくなるというふうにも考えられると思ひます。

○柴田利右工門君 いまの御説明で、おそらくかなり長い間手がけておるし、従来からの関係でこの技術基準の設定によって価格にはね返ることはないだろう、コストに影響するのは少ないんではないかという御説明であります。これは、ある程度この技術基準というものの設定によって政策を進めていくことであれば、多少そこにはさういふ変化が出てくるんではないか。さういふものの意匠、デザイン——デザインはまあ意匠ですけれども、さういふことの変化によって従来、平生でもさういふことによる価格のほが変化をするというふうなこともあるわけですから、その面の監督というか、防止というか、さういふ面はいまの御説明で十分お心がけになつておられるようでありまから、そのための御努力をお願いしたいと思ひます。

最後に、計量思想の普及ないしこれに伴う徹底のPR活動の状況についてお尋ねをしたいと思ひますが、先ほどもお話がありましたように、こうして法に定めて消費者のために正しくものをつくつていく、さうしてより精度の高いものを供給しよう、さういふことで努力をされておるわけでありまから、それを使うほうにし

てみると、先ほどちょっと私話をいたしましたように、何となく、家庭で、特に寒暖計のような場合は、二つなり三つなりかけておいて多少違ひがあつても、これは一緒にならぬというようなことで見過ごされる場合もある。寒暖計の場合、いとは言ひませんが、ほかの、家で買ひものは、やはり使うほうも十分さういふ問題に対して認識をはつきりさしていかねばならぬだろうというふうにお思ひますので、さういふ点につきまして、いわゆる計量思想のPRの状況、さういふもの、さらには、今後どのような形でこの法の精神を十分に使用されるほうが認識をして、正確なものを使得いくようにされていくか、さういふものに対するお考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 先生御指摘のいろいろの諸点に關しまして、計量思想を普及しなればならぬということで、通産省をはじめ各都道府県、あるいは民間団体である地方計量協会等がすでに相当前からいろいろな方法を講じてきていくわけでございます。たくさんございすので、例示的でございますが、通産省がやっておるものとして、三十九年から始めた計量モニター、これは全国でいま二千二百人おりますけれども、この二千二百人の方にモニターとして、主として奥さまの方ですが、非常に喜んで協力していただいている方が多いんですが、モニターとして委嘱いたしました、常に見回つて、店その他を見て問題点を指摘していただく、ときどき通産省の人を入れて、都道府県も入れて会議を開いて、苦情その他問題点を聞くというふうなモニター制度、さういふのを三十九年以來やっておりまして、好評を博しているわけでございます。あるいは四十一年からやっているパブリックスケール、これはみんな英語を用いて恐縮ですけれども、パブリックスケールと称して、これはやはり通産省の予算でもって町のかどです、たとえば商店街等の繁華なところのかどのかどと、あるいは人の寄り集まるようなところに、標準的なつばなはかりを置きまし

て、だれでもそこでもってかかる、そうしているの意見を言うというように、そういうようなこともやっております。あとはたとえば計量教室ということで、これは地方計量協会がやっているわけですが、計量教室というものを設けて、婦人団体に対して計量の意義、あるいはやり方、問題点というのを申し上げている、こういうようなこともあります。まあ映画とかテレビとかというものは従来から引き続いてやっております。また、知事、市長の一日計量士と、これはほかのものでもいろいろやっております、特に目新しいものではございませんが、一日計量士ということで、知事さんや市長さんに一日計量士になっていただくというのもございますし、あるいは先ほどからたびたび出ている商品試買、商品を試みに買うというのを、役所が買うだけではなくて婦人団体、主婦の方々に買ってもらって計量をチェックする、こういうようなこともやっております。もうひとつのものがあろうと思いますが、国の予算につきましても、いまのところ二百六十万円と九百万円というものが計上されているわけでございます。

以上が、大体計量思想としてやっているものの例示でございます。

○柴田利右門君 委員長、終わります。

○須藤五郎君 いろいろの問題がありますが、私は騒音計について少し聞きたいと思っております。

騒音計には精密、普通、簡易と、この三種類がありますが、各種の生産台数及び生産比率はどうなっているか、また地方自治体における種類別使用台数はどのようになっているか、まず伺いたしたいと思います。

○政府委員(矢島嗣郎君) 四十五年度の数字を申し上げますと、精密騒音計が台数で百十九台、金額二千八百万円、普通が二千六百七十九台、金額二千九百万円、簡易騒音計が九百十五台で三千八百万円でございます。

そこで、四十六年三月末現在地方自治体の使用台数は精密が二十四、それから普通が六百九十

三、簡易が二百二十三でございます。

○須藤五郎君 それで見ますと、地方自治体が使っている台数は、普通級ですね、普通級というものが一番台数が多くて五〇％以上占めておられるわけですね。これは騒音計に関する答申によりまして、そうなるように思いますが、地方自治体が使用する騒音計相当数が騒音規則などの取り締まり用であって、計量法上の検定対象となり得る証明用に使用されておられる。これはこの答申に書いてあるように思いますが、重要な役割を演じておられるわけですが、そういう点で、ところが、この検定実施体制について、答申は、現時点では精密騒音計を処置する程度しか検定能力がない。そこで、「精密騒音計を検定の対象とする。」と、こう述べておられるが、使用台数の最も多い普通級騒音計については「できるだけ近い将来検定の対象とする。」と。また、「早急に適切な検定機関で、かつ国内複数箇所所実施できる体制の整備を促進するよう要望する。」、こういうふうな要望が出ておられると思うんですね、この計量行政審議会の答申に。この意味するところは、国の行政が実際の状況に立ちおかれておられるということであると私は思います。政府はこの答申の要望に積極的にこたえる必要があると思っておりますが、そのためにどのような予算措置を講じ、またどのぐらいの期間で必要な体制を整えるつもりなのかどうかということをお願いしたいと思います。

○政府委員(矢島嗣郎君) いまの先生がお読みになりました答申の趣旨に沿うように積極的な努力をやっているわけでございますが、具体的に申し上げますと、普通騒音計等につきましては、複数の検査機関がやるようにしてくれというわけでございますが、実際問題として、今度の現在御審議をいただいております法案におきまして、指定検定機関というものができるわけでございます。この法律に書いてあるわけですが、それによりまして、国の検定機関あるいは都道府県ではできないものをこれによっていいことと。具体的に言いますと、騒音計のごときは、これは

相当高度な音響学の知識を要するというところでございます。同時に、やっぱり指定検定機関は濃度の計のほうもやりますが、濃度計も精密工学なんかの関係が要るわけですね。そういうことで現在の都道府県の検定体制だけでは十分でないということ、音響学なら音響学、精密工学なら精密工学のほうについて深い知識、経験を有する検定機関を指定いたしまして、これでやられるということでございます。具体的に、現在日本機械金属検査協会というものが東京と大阪にございますが、これがその答申に、いわゆる複数の検定機関ということでもこれをやるわけでございます。現在御審議をいただいております予算において、予算もある程度盛り込んでありますから、そういうものを全部あげまして、体制を整備し、必要な器具を買って、来年早々にはこの機関が検定事務を開始できるように取り運びたいと考えている次第でございます。

○須藤五郎君 私は具体的に質問しているんですからね、どういうような予算措置をしているか、どのような期間内にこれがちゃんと整備できるようなになっているのか、それをはっきり答えておいてほしい。

○政府委員(矢島嗣郎君) ただいま申し上げました指定検定機関は日本機械金属検査協会、複数年の間で三千万円の予算をつけまして、そうして来年の前年から検定事務ができるようにいたしたいと思っております。

○須藤五郎君 東京と大阪の二カ所だけで、もう複数年といっても、何ですか、東京と大阪だけで、ほかは置かぬわけですか。わずか三千万円でそういうことがやれるんですか、東京と大阪だけでも、やはりもっと私は、九州なら九州、各地方ごとくにはこれをおかないと、地方自治体は不便でしようがないと思う。いま騒音が非常に問題になってきているときです。だから、複数年というのを、二つにしないで、五カ所なり六カ所ですね、もう少し広げたほうがいいんじゃないですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 別に二カ所でもって十分であると言っているのではないわけでございます。現状においては二カ所以上つくるのがちよつと困難でございますが、もちろん将来の方向としてはもう少しふやすということを考えたと思っております。

○須藤五郎君 困難の原因がどこにあるかです、まだ説明されませんが、私は、予算の面だけなら、二カ所で三千万円なら一カ所千五百万円です、大した金じゃないですね。だから、やはり公害上、今日騒音が非常に問題になっておるときですから、もっとどこに置いて騒音対策として取り組む姿勢が私は必要だと、こういうことを言っておきますよ。

それから登録料、検定料の一部引き上げについて質問しますが、今度の法改正で、登録料は二倍の引き上げ、それから検定料は二倍、四倍あるいは五倍の引き上げと、こういうふうになっておられると思うんですが、この現行料金はいつきめられたものか、簡単にお答えください。

○説明員(新井市彦君) お説のように、できるだけ検定をやる個所が多いということが望ましいわけでございますが、いま考えております日本機械金属検査協会——これは最近名前が変わりまして、機械電子検査検定協会というふうに変わりまして、機械電子検査検定協会というふうな組織を持っておられるということで適當ではないかというふうに考えておられますが、この機関が、九州には現在支所を持っておりませんが、ございまして、とりあえず、一番需要の多い東京と大阪から着手いたしまして、順次地方都市にまで及ぼしていくというふうな考え方をいたしております。

○須藤五郎君 私の質問にはお答えになっていないと思うんです。私は、二カ所じゃないに、もっと方々に置く方針を立てて、スムーズに問題を解決するようにやっていたらどうかという質問なんです。どうですか、そういう方針でございますか。あくまでも二カ所でもうけつこうだということをお考えですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 別に二カ所でもって十分であると言っているのではないわけでございます。現状においては二カ所以上つくるのがちよつと困難でございますが、もちろん将来の方向としてはもう少しふやすということを考えたと思っております。

○須藤五郎君 困難の原因がどこにあるかです、まだ説明されませんが、私は、予算の面だけなら、二カ所で三千万円なら一カ所千五百万円です、大した金じゃないですね。だから、やはり公害上、今日騒音が非常に問題になっておるときですから、もっとどこに置いて騒音対策として取り組む姿勢が私は必要だと、こういうことを言っておきますよ。

それから登録料、検定料の一部引き上げについて質問しますが、今度の法改正で、登録料は二倍の引き上げ、それから検定料は二倍、四倍あるいは五倍の引き上げと、こういうふうになっておられると思うんですが、この現行料金はいつきめられたものか、簡単にお答えください。

○政府委員(矢島嗣郎君) 法律に書いてあるのは限度額でございますが、この法律に書いてある限度額は、前回の四十一年の改正の際にきめたものでございます。

○須藤五郎君 国はですね、法律で定められている金額どおり登録料や検定料を実際に徴収しておりますか、どうですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 法律に規定いたしましたのは最高限度額でございます。具体的にはその限度内において手数料を政令で定めることになっておりまして、行政の実態について綿密な調査を行ない、かつ関係者の意見も十分聞いて適正な政令をきめておるわけでございます。

○須藤五郎君 法律できめたのは最高限度額だと、実際に取っているのは政令できめた額で取っておるとおっしゃいますが、その法律の額と政令できめた額とどちらが高いのですか、どちらが安いのですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) これはもう当然に法律のほうが最高限度で、法律を政令でもって破るわけにはまいりませんから、法律のほうが高いわけでございます。政令はその範囲内で低いところにきめるということでございます。

○須藤五郎君 そこで私問題があると思うんですがね。政令で定める手数料が法律で定められた金額より安いということなんでしょう。安いならばまず法律の金額でやるようにすべきであって、この法律改正の機会に手数料の引き上げの機会だと、こういうような考えで料金を法律によって引き上げるということとは好ましいことではないと私は思うんです。これまで法律でちゃんと最高限あった、それ取っていない、実際にそれより低い政令できめた額で取っているんですね。ところが、今度この法律改正によって、またその法律によって最高限度額、法律で金額をうんと引き上げているわけですね。今度二倍から四倍、五倍まで引き上げていくということ。何でそんな必要があるというんです。それよりも政令で安い額を取っておるならば、その政令でこれまでも、今後も続け

ていくがいし、それとも政令ではとても安いとおっしゃるならば、これまで法律できまっている額をお取りになったらいいで、あらためて法律で額を上げる必要はないじゃないかと、こういう意見です。

○政府委員(矢島嗣郎君) 今回の改正案で御審議を願っているその手数料の関係は、大ざっぱに分けて三つあるわけでございますが、その大部分は先生の御指摘の点が当たらないわけでございまして。と申しますのは、第一は、新たに今度法律できめた計量器、濃度計とか熱量計とかこういうものは当然これ手数料をきめなきゃいかぬ。これは当然引き上げとかなんとかという問題はないわけでございます。

それから今度、二番目の分類といたしまして、タキシーメーターとかガソリン計量器、ガソリンスタンドの計量器につきましては、従来の機械式のものについてはそのまま据え置いているんですが、最近出てきました電気式のガソリン計、あるいは温度計の中でも非常に複雑なベックマンとかというように従来の計量器に比べて機構が飛躍的に複雑で、あるいは精度が非常に高いものが出てきた、こういうものについては段違いな手数料を取らざるを得ない、こういうものが出てきたわけでございます。これが第二の分類でございます。これは要するに、新しい、精度の高いものが出てきたから手数料も高いということでございます。

それから最後に、先生の御指摘の点があるいは一応当たるとは思いますが、登録事業手数料、事業が、まあ製造業者にしても販売業者にしても登録制でございますが、登録事業手数料につきましては引き上げておるわけでございますが、こういうものは大体コストといまして、機械と違ひまして、地方都道府県の公務員の労賃が大部分でございます。賃金が、そういう関係で合理化効果が發揮できないということ、こういうものについてはやむを得ずしかるべく引き上げをやる、こういうことでございます。

○須藤五郎君 じゃ今度法律で手数料、検定料上げますね、手数料を。その場合、またあらためて政令をつくるんですか、どういたしますか。

○政府委員(矢島嗣郎君) そのとおりでございます。現在の手数料を改正いたして、必要な部分を加えたり、あるいは金額を引き上げたりするわけでございます。

○須藤五郎君 その場合、今度法律できめた手数料よりも政令できめる手数料は下回るといふふうに理解していいですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) そのとおりでございます。まだ政令はできていませんね、案は、できていない、できていない、じゃあよろしい、できていなければよろしいです。

それでは、あらためてまたもう一つ質問をしますが、この大気汚染計測器、水質汚染計測器、騒音計、振動計測器、これの生産量、使用状況について政府はどういうふうに考えていらっしゃるのですか、古いことはいいですが、四十五年度でいいですよ。

○政府委員(矢島嗣郎君) 数字でございますね。大気汚染計測器四十五年度……。

○須藤五郎君 いや数字は要らないんです、数字はあるんです。数字はこのほくが持っている資料がありますから、数字を言うていただかぬでいいんですが、こういうことで、生産量がこれで満足なのか、使用料がこれでいいのか、悪ければどういうふうにしたらいのか、こういう政府の見解を聞きたいのです。

○政府委員(矢島嗣郎君) 量的にはこの状況でいいと思います。要するに、量的に大気にはいたしていても水質にいたしていても、計測器の量が不足しているとか入手が非常に困難であるという事態はございませんが、やはりその性能につきましてはたくさん、先生のお手元にありますようなものがありますので、全部一がいに言えませんが、精度が必ずしも十分でないというものがあるのと、その性能の向上ということが必要であろうと

考えております。

○須藤五郎君 この計量行政審議会の答申によりますと、四十五年度は煙濃度計のところなんかを見ると一台も生産されてないのですね。それから水質汚染計測器などの状態を見ますと、浮遊物質測定器、これに至ってはもう四十二年から今日まで一台も生産されてないんですね。まあ今日まで一台も生産されてないんですね。ただかにシアン濃度の測定器、いま公害で問題になっている公害の花形だといつてもいいシアンですが、それが四十二年には一台も、四十三年にやつと二台、四十五年度に百十八台とこういうふうになってきているんですがね。こういう姿勢で一体、公害対策としてやっているのかどうかというところなんです。ばい煙濃度計なんというのはあなた、もともとつくってずっとしなきゃだめじゃないですか。こういうことでほうっておいていいですかどうですか、そこを私は聞いています。

○政府委員(矢島嗣郎君) 現在、たとえばばい煙濃度計にしても、いまおっしゃったシアン濃度測定器につきましても、全然やってないわけじゃないです。これは手分析でやっているわけでございまして、ばい煙につましましてはフィルターに取ってどそれだけ出るかという手分析でやっているわけで、そういう意味におきましてもっと高度のものができることが望ましいことではございますので、そういう点で先ほど私は、量的には十分であると申し上げましたけれども、こういう手分析でやってまだ開発の進んでないものについてはより高度なものが、性能のよいものができることが期待される次第でございます。

○須藤五郎君 これじゃだめでしょう、通産省が考えても。それでしょう。だから通産省としても、もう公害上重要な問題なんですから、こういうものをほうっておかずにもっとつくってそれを使用する。使用して測定をする義務というものを業者に義務づけていかなかったら、私は公害から国民の健康を守ることができないと思うのです。そのせつかく精密なものをつくっていいこうと

いうならば、精密なものをもっとたくさんつくるように義務づけて、そしてそれを使用するようになせ義務づけていかなければ、手分量で見ると、そんなに原始的なやり方を、通産省はそれでけつこうだなどという姿勢は間違いだと思えますよ。どうですか。

○説明員(新井市彦君) 先生のおっしゃること、まことにものともなわけてございますけれども、公害の分野におきましては、非常に原理的に申しまして、あるいは機構の点から申しまして、開発途上でございます。それで、一部のものにつきましては比較的機械ではかれるようになっておりますけれども、それ以外のものにつきましてはなかなか機械でははかれない。

で、先ほど局長から申し上げましたように、手分析、一例を申し上げますと、水の場合でございますと、試料である水をビーカーに取りまして、それに試薬をたらすというふうなことで、まあいわば非常に原始的な分析方法しかないという現状でございます。したがって問題は、こういった手分析のものを早く機械化して、しかも、その機械が信頼性が高いというふうにするのが第一の重要な点であるということで、その中でできるだけ公害機器の性能を高めていくという点につきましてでございます。それでもう一つ、できてきた公害計測器が信頼性が高いということを確保するため、今回の計量法を改正いたしまして、検定制を導入するというふうなことを考えておるわけでございます。

それからもう一つ、先生の御指摘になりました、そういったような機械なりあるいは手分析でも用いまして、規制を強化するというところでございますが、これは計量法の分野というよりは、むしろ大気汚染防止法その他規制法規の分野であるというふうに考えるわけでございます。

○須藤五郎君 私、大きな注意を喚起しておきたいのですが、きょうの新聞見ますと、ガン発生率から見まして、胃ガンは早期発見、手術により

まして、胃ガン死亡者がどんどん減ってくる。去年よりはことし、四十四年度より四十五年度と減っているのですよ。ところが、肺ガンは逆にふえてきているのです。ずうっと。ということは、やはりこれは浮遊物質、こういうことに関係が非常にあると思うのです。ところが、この浮遊物質測定器が一台もつくられていないし、一台も使われていないという、こういう問題がここに出てい

ると思うのです。これは許しておくことができない問題だと思ふのです。黙って通産省知らぬ顔をしているわけにはいかぬと思うのです。だからこれは大いに注意を喚起して、そういう浮遊物質を測定する機械をまずつくらせて、そして業者にはそれを使用するという義務を与えていくという、この姿勢がなかったらいかぬじゃないですか。政府の所信をばくは聞いていられるのです。どういうふうにやりますか。

○説明員(新井市彦君) 業者につくらせるということは重要なことでございますけれども、やはりまたたび申し上げましたように、技術的な点の進歩が十分でないという現状でございます。まずその技術開発をするという点から着手しなければいけないわけでございます。そこで工業技術院の公害資源研究所におきまして、目下いろいろの公害計測器を開発しております、その成果がまあ順次あがっておりますけれども、そういう国の試験所が先導して技術開発をして、それによってしっかりとしたものをつくって、民間にそれをつくらせるという方向で考えております。

○須藤五郎君 こういうことはもと政府は先頭切って、私たちから追求されるまでもなく、科学技術庁があるのではありませんか、あなたのはちやんとね。そこでどんどんと研究させて、国民の健康を守るという姿勢をあくまで守ってもらいたい。ぜひともそれをほんとうに積極的に行うてくれなければだめだと思ふのです。今日一台もそれが無いという数字がここに出ているからばくは特に注意を喚起するわけです。

す。
いまPCBの問題が非常にやかましくなっております。PCBは測定器というもので測定できるのですか、どうなんですか。PCBに対してはどういうふうになっておりますか。

○説明員(新井市彦君) PCBを測定する機械は現在ないようでございます。で、それを測定するという場合は、手分析によることになるかと思ひます。

○須藤五郎君 これは機械は今後もできる見込みはないということ、やはり分析によつていかなきゃできないということなんですか、どうですか。その技術家の方に一言……

○説明員(山本健太郎君) 専門外でございますが、詳しいことはわかりませんのでございますが、こういうふうな問題になってくることが技術の進歩に非常な刺激を与えるということでございます。まず、おそらく非常に簡便な分析方法というのが、機械化というものが近い将来可能になってくるのじゃないか。PCBの問題、御承知のようにわりのごく最近、カネミ油の問題から出てまいりまして……いまこれはガスクロマトグラフィーというものを使えばできるわけでございますが、これも非常に汎用的な機械でございます。PCB関係の機械はやはりもっと限られてやれるというものが開発されるべきじゃないかと、専門外でございますが、そういうふうなことを考えております。

○須藤五郎君 大いに督促して、早く開発ができるように努力していただきたいと思ひます。

最後に、私、音についてちょっと伺いたいのですが、音楽を例にとりますと、音楽にはいわゆる音名で言うならばツェー、デー、エー、エフ、ゲー、アー、ハーですね、ドイツ語で言えば、ド、レ、ミ、ファ、ソ、ラ、シ、ドですね、こういう音の名前があるわけですね。それからハという音はきままっている固有の音名なんですね。そのハ、それからラという音ですね、ドイツ語のアーという音、これの振動数御存じですか。

○説明員(増井敏郎君) 音楽は専門外でございますが、聞きかじりで承知しておりますところでは、ドイツ語のアー、日本語でイに相当する音が四百四十ヘルツという約束になっているはずでございます。

○須藤五郎君 そのとおりなんです。そのとおりですがね、その音を私たちが実際に音楽を、音を引き出すときに使うものには音叉というものがあつたのです。こういう形をしたものなんです。私の持っている音叉は、これはツェーの音なんですね。ドの音なんですね。おのおのみんな振動数が違うわけなんですね。あなたのおっしゃたラという音は、これは四百四十です。間違いないですね。ところが、そのラという音の四百四十という数は、この音叉の上においてただだけの誤差まで認められるのか。それ以上の誤差は、それは不良品として、音叉を不良品として扱うのか、そういう点はどうなんですか。

○説明員(増井敏郎君) 楽器の振動数について、その道でどのような規制が行なわれているのか、私は不幸にして門外で存じませんが、まあいろいろと考へては、正しい調律を受けた音叉と同時に鳴らして、耳ざわりなうなりが聞こえない範囲であれば支障ないものではないかと存じます。

○須藤五郎君 私、何でもそんなことを聞くかという、やはり音楽やする場合に、その音の基本的な音叉の振動数というものは、非常に厳重に考えていかなければいけないと思ふのです。いま私たちが実際に音楽やする場合に許されておるのは、ラというアーの音ですね、アーの音は四百四十、これが一番正確なんです。しかし、オーケストラをやる場合には四百四十二までは私たちが実際に使つておるわけなんです。四百四十二までは、それは実際にやつておることなんです。しかし、これは実際にやつておる音叉、これはツェーなんです。ところがツェーのほんとうの振動数は幾つかといへば、ここにありますが、この音は二百六十一・六三なんです。そのオクターブ上が五百二十

十三・二五なんです。ところが、この音叉、私

は要するに買ってきた店を言うとかわいそうですがね、この音又は五百十七・三なんです。この基本よりは七つほど低いんですね、音が。こういうものはあなたたちの立場で規制する範囲に入るのか、こんなものはどうでもいいという御意見か、そこを私は伺いたいです。どうなんでしょう。だからどれだけの誤差は認められるのかどうかというのを私は聞いておきたいと思ひます。

一つおもしろい例をあげますが、戦時中、軍が指導しまして飛行機の音で飛行機が何機来るかというのを耳でならせろというので、小学校はじめ全部に絶対音感という音感教育というものを始めたんですよ。それで学校の先生が苦勞してピアノをたたいて、これはハという音だよ、これはラという音だよ、というのをずっと吹き込んだわけですよ。そういう教育が方便的にやられたんです、軍の圧力で。ところが、私が各小学校を回ってそこにあるピアノの音をずっと調べますと、全部狂っているんですよ、これがね。だから、ほんとうの絶対音感的な教育には何の役にも立たないわけですね。狂った音が絶対音感としてその当時の子供の耳に入ってしまったわけですよ。これは日本の文化上、日本の音楽文化上非常な問題なんですね。

うなことはあまり考えて研究しておらなかったわけでございます。われわれの計量研究所で数年前から目の問題——まだ耳の問題まで入ってありませんが、そういうことは始めてまいってあります。やはりそういう音叉にしまして、振動だけではなくて、音のよしあしというふうなものも入ってくるのだらうと思ひます。そういうことも含めまして、いわゆる日本工業規格に入れますか、あるいは業界規格で非常にいいものができればそういうものを持つていくように、何らかの方法で私は推進したいんじゃないか、こういうふうにかえております。

五 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと(委託を受けて当該調査を行なうことを含む)。
第三十八条第三号中「第十九条第一項」の下に「及び附則第九条の二第一項」を加える。
附則第九条の次に次の一条を加える。
第九条の二 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強に必要な資金(原油の購入に必要な資金に限る)の貸付けを行なうことができる。

それからもう一つ、計量器という場合には、一点のみではなくて対象の状態の量に対して、ある幅をもつてはかれるというふうな性質が必要かと思うのでございますが、その音叉の場合は、いまの音叉の例でございまして五百十七・三でございまして、その点だけのものではないかと疑問じゃなにかという感じがいたします。ですが、それはほんとにいいというわけではございませんけれども、いまの計量法の考え方からいいますと、ちょっと取り入れにくいような感じがいたしますわけでございます。

次回、明後二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十七分散会

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、石油開発公団法の一部を改正する法律案

二 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前項の業務の一部を委託することができる。
三 第三十五条の規定は、前項の認可に準用する。

〇説明員(新井市彦君) 現在これは計量法上の計量器でございまして、取り締まりの対象にはなっておりません。

〇委員(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

四 第二項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

五 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

〇須藤五郎君 そうすると、振動というものは計量の中に入らないのですか。振動ですよ。振動は計量の中に入らないの。

〇説明員(増井敏郎君) 計量法の第二條の中で、計量とは次のものを計量することというところ取りきめまして、七十何種類かの量の名前を列挙いたしておきます。もちろん長さとか質量とかいう基本的なところから書き起こしまして、振動に關係のある量としましては、時間、周波数、それから今回の改正案で追加されようとしておるものに振動レベルという量がございますが、振動という表現では現在の計量法の対象にはなっておりません。

六 第三十三条の規定は、受託金融機関に対する当該委託業務に関する報告の徴収又は立入検査に準用する。

七 前項において準用する第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

〇須藤五郎君 これは商売上、振動がどれだけあるか、たいした金の計算にははまらぬかもしれませんが、しかし、日本の文化という立場でいって非常に重大な問題があるんですよ。私は

〇説明員(山本健太郎君) 非常にごもっともなことで、私もそのとおりだと思ひます。でございますが、実は、こういうふうなものは日本工業規格のほうできめていたほうがいいのではなからうか。その場合に、いまの音の問題というものは、実はいままで人間の感覚でやって、測定するというふうなことはあまり考えて研究しておらなかったわけでございます。われわれの計量研究所で数年前から目の問題——まだ耳の問題まで入ってありませんが、そういうことは始めてまいってあります。やはりそういう音叉にしまして、振動だけではなくて、音のよしあしというふうなものも入ってくるのだらうと思ひます。そういうことも含めまして、いわゆる日本工業規格に入れますか、あるいは業界規格で非常にいいものができればそういうものを持つていくように、何らかの方法で私は推進したいんじゃないか、こういうふうにかえております。

八 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前項の業務の一部を委託することができる。
三 第三十五条の規定は、前項の認可に準用する。

この法律は、公布の日から施行する。

〇説明員(山本健太郎君) 非常にごもっともなことで、私もそのとおりだと思ひます。でございますが、実は、こういうふうなものは日本工業規格のほうできめていたほうがいいのではなからうか。その場合に、いまの音の問題というものは、実はいままで人間の感覚でやって、測定するというふうなことはあまり考えて研究しておらなかったわけでございます。われわれの計量研究所で数年前から目の問題——まだ耳の問題まで入ってありませんが、そういうことは始めてまいってあります。やはりそういう音叉にしまして、振動だけではなくて、音のよしあしというふうなものも入ってくるのだらうと思ひます。そういうことも含めまして、いわゆる日本工業規格に入れますか、あるいは業界規格で非常にいいものができればそういうものを持つていくように、何らかの方法で私は推進したいんじゃないか、こういうふうにかえております。

〇委員(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、石油開発公団法の一部を改正する法律案

五 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと(委託を受けて当該調査を行なうことを含む)。
第三十八条第三号中「第十九条第一項」の下に「及び附則第九条の二第一項」を加える。
附則第九条の次に次の一条を加える。
第九条の二 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強に必要な資金(原油の購入に必要な資金に限る)の貸付けを行なうことができる。

〇説明員(山本健太郎君) 非常にごもっともなことで、私もそのとおりだと思ひます。でございますが、実は、こういうふうなものは日本工業規格のほうできめていたほうがいいのではなからうか。その場合に、いまの音の問題というものは、実はいままで人間の感覚でやって、測定するというふうなことはあまり考えて研究しておらなかったわけでございます。われわれの計量研究所で数年前から目の問題——まだ耳の問題まで入ってありませんが、そういうことは始めてまいってあります。やはりそういう音叉にしまして、振動だけではなくて、音のよしあしというふうなものも入ってくるのだらうと思ひます。そういうことも含めまして、いわゆる日本工業規格に入れますか、あるいは業界規格で非常にいいものができればそういうものを持つていくように、何らかの方法で私は推進したいんじゃないか、こういうふうにかえております。

〇委員(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、石油開発公団法の一部を改正する法律案

五 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと(委託を受けて当該調査を行なうことを含む)。
第三十八条第三号中「第十九条第一項」の下に「及び附則第九条の二第一項」を加える。
附則第九条の次に次の一条を加える。
第九条の二 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強に必要な資金(原油の購入に必要な資金に限る)の貸付けを行なうことができる。

〇説明員(山本健太郎君) 非常にごもっともなことで、私もそのとおりだと思ひます。でございますが、実は、こういうふうなものは日本工業規格のほうできめていたほうがいいのではなからうか。その場合に、いまの音の問題というものは、実はいままで人間の感覚でやって、測定するというふうなことはあまり考えて研究しておらなかったわけでございます。われわれの計量研究所で数年前から目の問題——まだ耳の問題まで入ってありませんが、そういうことは始めてまいってあります。やはりそういう音叉にしまして、振動だけではなくて、音のよしあしというふうなものも入ってくるのだらうと思ひます。そういうことも含めまして、いわゆる日本工業規格に入れますか、あるいは業界規格で非常にいいものができればそういうものを持つていくように、何らかの方法で私は推進したいんじゃないか、こういうふうにかえております。

〇委員(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、石油開発公団法の一部を改正する法律案

五 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと(委託を受けて当該調査を行なうことを含む)。
第三十八条第三号中「第十九条第一項」の下に「及び附則第九条の二第一項」を加える。
附則第九条の次に次の一条を加える。
第九条の二 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強に必要な資金(原油の購入に必要な資金に限る)の貸付けを行なうことができる。

を付託された。

一、石油パイプライン事業法案

石油パイプライン事業法案

石油パイプライン事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本計画（第三条・第四条）

第三章 事業の許可（第五条・第十四条）

第四章 工事の計画及び検査（第十五条・第十九条）

第五章 業務の監督（第二十条・第二十三条）

第六章 保安（第二十四条・第二十八条）

第七章 雑則（第二十九条・第三十八条）

第八章 罰則（第三十九条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石油パイプラインの設置及び石油パイプライン事業の運営を適正ならしめ、並びにその事業の用に供する施設についての保安に關し必要な規制を行なうことにより、合理的かつ安全な石油の輸送の実現を図り、もつて石油の安定かつ低廉な供給の確保に寄与し、あわせて石油の輸送に關連する災害の発生

の防止と道路等における交通事情の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「石油」とは、原油、揮発油、燈油、軽油その他の政令で定める炭化水素油をいう。

2 この法律において「石油パイプライン」とは、石油の輸送（導管及びその他の工作物による石油の輸送をいう。以下同じ。）を行なう施設の総体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港灣区域及び臨港地区内に設置される石油荷役施設及び船舶給油施設、飛行場内に設置される航空機給油施設その他の政令で

定める施設であるものを除く。）をいう。

3 この法律において「石油パイプライン事業」とは、一般の需要に応じ、石油パイプラインに属する導管を使用して石油輸送を行なう事業をいう。

第二章 基本計画

（基本計画）

第三条 主務大臣は、石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に關し、石油パイプライン基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に關する基本方針

二 石油パイプラインの経路の概要及び完成の目標年度

三 石油パイプラインにより輸送されるべき石油の種類及び数量

四 その他必要な事項

3 基本計画は、災害の防止に關し十分に配慮しつゝ、石油の需給事情及び輸送事情並びに土地利用の状況を勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきくものとする。

5 主務大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（基本計画の変更）

第四条 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本計画の変更に準用する。

第三章 事業の許可

（石油パイプライン事業の許可）

第五条 石油パイプライン事業を営もうとする者は、主務省令で定める石油パイプラインの系統

ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であつて、石油パイプライン事業の用に供するもの（以下「事業用施設」という。）に關する次の事項

イ 主務省令で定める導管にあつては、その設置の場所、延長及び内径並びに導管内の圧力

ロ 主務省令で定めるタンクにあつては、その設置の場所及び容量

ハ 主務省令で定める圧送機にあつては、その設置の場所及び能力別の数

三 事業用施設により輸送する石油の種類及び石油輸送能力

四 事業用施設についての工事の要否その他の主務省令で定める事項

五 前項の申請書には、事業用施設の設置の場所を示す図面、事業計画書、事業収支見積書その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の許可をしようとするときは、自治大臣の意見をきかなければならない。

5 自治大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（許可の欠格条項）

第六条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち第一号又は前号に該当する者があるもの（許可の基準）

第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。

三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情その他の土地利用の状況に照らして適切なものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 その事業の計画の実施が確実であること。

六 その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、かつ、適切であること。

（事業用施設等の変更）

第八条 第五条第一項の許可を受けた者（以下「石油パイプライン事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第五条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の許可に準用する。

（氏名等の変更）

第九条 石油パイプライン事業者は、第五条第二項第一号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二 第十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち第一号又は前号に該当する者があるもの（許可の基準）

第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。

三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情その他の土地利用の状況に照らして適切なものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 その事業の計画の実施が確実であること。

六 その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、かつ、適切であること。

（事業用施設等の変更）

第八条 第五条第一項の許可を受けた者（以下「石油パイプライン事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第五条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の許可に準用する。

（氏名等の変更）

第九条 石油パイプライン事業者は、第五条第二項第一号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十条 石油パイプライン事業の全部の譲渡し及び譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 石油パイプライン事業者である法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、石油パイプライン事業者である法人と石油パイプライン事業を営まない法人が合併する場合において、石油パイプライン事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 第六条及び第七条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第十一条 石油パイプライン事業の全部の譲渡しがあり、又は石油パイプライン事業者について相続若しくは合併があつたときは、石油パイプライン事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、石油パイプライン事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により石油パイプライン事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十二条 石油パイプライン事業者は、石油パイプライン事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 石油パイプライン事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 主務大臣は、石油パイプライン事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

(事業の許可の取消し等)

第十三条 主務大臣は、石油パイプライン事業者

が次の各号の一に該当するときは、石油パイプライン事業の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第六条第一号又は第三号の規定に該当するに至ったとき。

二 この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

三 不正な手段により第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたとき。

(許可の失効)

第十四条 次の各号の一に該当するときは、石油パイプライン事業の許可は、その効力を失う。

一 次条第二項又は第四項の期限までに工事の計画の認可を申請しないとき。

二 次条第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

三 第十八条第二項において準用する次条第二項の期限までに検査の申請をしないとき。

四 第十八条第一項の規定による検査により不適合の処分を受けたとき。

第四章 工事の計画及び検査

(工事の計画)

第十五条 石油パイプライン事業者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務省令で定めるものに関し、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を申請しなければならない。ただし、事業用施設についての工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限までにしなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものであること。

二 その事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 天災その他やむを得ない理由により第二項の期限までに第一項の認可を申請することができないと認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる。

5 石油パイプライン事業者は、第一項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

7 第三項の規定は、第五項の認可に準用する。

(完成検査等)

第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ、主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 主務大臣は、前項の検査の結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

一 その工事が前条第一項の認可に係る工事の計画(同条第五項の規定による変更があつたときは、変更後のものとする。以下「認可計画」という。)に従つて行なわれたものであること。

二 前条第三項第二号の技術上の基準に適合するものであること。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による期限の指定について準用する。

4 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の一部について、主務大臣の検査を受けることができる。

5 第二項の規定は、前項の検査に準用する。

6 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の全部又は一部について、第一項又は第四項の検査に合格した後でなければ、これを使用してはならない。

(事業の開始)

第十七条 石油パイプライン事業者は、前条第一項又は第四項の検査に合格したときは、遅滞なく、その事業を開始しなければならない。

(工事が必要としない場合)

第十八条 石油パイプライン事業者は、第十五条第一項ただし書に規定する場合には、当該事業用施設について、主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 第十五条第二項の規定は前項の規定による申請に、第十六条第二項の規定は前項の検査に、同条第六項の規定は前項の事業用施設に、前条の規定は前項の検査に合格した場合に準用する。

(工事の計画等)

第十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての工事のうち、第十五条第一項本文に規定するもの以外のものであつて主務省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な工事又は災害による復旧工事その他緊急を要する工事については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大臣の検査を申請しなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、第一項ただし書に規定する工事をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第十五条第三項の規定は第一項の認可に、同条第五項から第七項までの規定は第一項の認可に係る工事の計画の変更、第十六条第二項の規定は第二項の検査に、同条第六項の規定は第二項の事業用施設に準用する。

第五章 業務の監督

(石油輸送規程の認可)

第二十条 石油パイプライン事業者は、石油輸送

に關する料金その他の条件について石油輸送規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更するときは、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならぬ。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものの範囲をこえないものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 石油パイプライン事業者の責任に關する事項が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の利用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

五 利用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

(變更命令)

第二十一条 主務大臣は、石油輸送に關する料金その他の条件が經濟事情の變動により著しく不適当となり、公共の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、石油輸送規程を變更すべきことを命ずることができる。

(石油輸送の引受義務)

第二十二条 石油パイプライン事業者は、次に掲げる場合を除いては、石油輸送の引受けを拒んではならない。

一 当該石油輸送の申込みが第二十条第一項の認可を受けた石油輸送規程によらないものであるとき。

二 当該石油輸送に適合する事業用施設がないとき。

三 天災その他やむを得ない理由による石油輸送上の支障があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、主務省令で定める正当な理由があるとき。

(業務の方法の改善命令)

第二十三条 主務大臣は、事業用施設の故障によ

り石油輸送に支障を生じている場合に石油パイプライン事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわなければならないとき、その他石油パイプライン事業者の石油輸送の業務の方法が適切でないため、利用者の円滑な利用を著しく阻害していると認めるときは、当該石油パイプライン事業者に対し、その石油輸送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第六章 保安

(事業用施設の維持等)

第二十四条 石油パイプライン事業者は、事業用施設を第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 主務大臣は、事業用施設が第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、その技術上の基準に適合するように事業用施設を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 主務大臣は、公共の安全の維持又は災害の發生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、事業用施設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(保安規程)

第二十五条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安を確保するため、保安に關する組織及び教育に關する事項その他の主務省令で定める事項について、保安規定を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更するときは、同様とする。

2 主務大臣は、保安規程が事業用施設についての保安を確保するため適当でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 主務大臣は、事業用施設についての保安を確保するため必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、保安規程を變更すべ

きことを命ずることができる。

(保安技術者)

第二十六条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める要件を備える者のうちから、保安技術者を選任しなければならない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の規定により保安技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 主務大臣は、保安技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行なわせることが事業用施設の保安に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、保安技術者の解任を命ずることができる。

(保安検査)

第二十七条 石油パイプライン事業者は、事業用施設であつて主務省令で定めるものについては、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣の検査を受けなければならない。

(危険時の措置)

第二十八条 石油パイプライン事業者は、事業用施設について、石油の流出その他の事故が發生し、危険な状態となつたときは、直ちに、災害の發生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を發見した者は、直ちに、その旨を消防吏員若しくは消防団員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

第七章 雜則

(許可等の条件)

第二十九条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限

り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第三十条 石油パイプライン事業者は、第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第十九条第二項又は第二十七条の検査を受ける場合には、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(土地の立入り)

第三十一条 石油パイプライン事業者は、事業用施設に關する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 石油パイプライン事業者は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、石油パイプライン事業者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しないときは、石油パイプライン事業者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(道路の占用の特例)

第三十二条 建設大臣は、第五条第一項又は第八

条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る石油パイプライン事業の用に供する導管が道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に設置されるものであるときは、あらかじめ、道路管理者の意見をきかなければならない。

2 道路管理者は、第五条第一項又は第八條第一項の許可を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管について、道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が同法第三十三条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けようとするときは、その工事をしようとする日の一月前までに、当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油パイプライン事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油パイプライン事業者の営業所、事務所その他の事業場に立入り、事業用施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞）

第三十四条 主務大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立ての手続における聴聞）

第三十五条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（経過措置）

第三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（適要除外）

第三十七条 第五条第四項及び第五項（第八条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条の規定は、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業については、適用しない。

2 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三章の規定は、事業用施設による石油輸送については、適用しない。

（主務大臣等）

第三十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 基本計画に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣

二 石油パイプライン事業の許可に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣

三 事業用施設についての工事の計画及び検査に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣

四 石油パイプライン事業の業務の監督に関する事項については、通商産業大臣及び運輸大臣

五 事業用施設についての保安に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び自治大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

3 第一項第二号から第五号までの規定にかかわらず、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の検査及び保安検査に関する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

4 第一項第二号から第五号までの規定にかかわらず、新東京国際空港公団が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に関する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

第八章 罰則

第三十九条 第五条第一項の許可を受けないで石油パイプライン事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の許可を受けないで事業用施設、石油の種類又は石油輸送能力を変更した者

二 第十二条第一項の許可を受けないで石油パイプライン事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十三条の規定による事業の停止の命令に違反した者

四 第二十四条第三項の規定による命令又は処分に違反した者

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第六項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の規定に違反した者

二 第二十条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して石油パイプライン事業を行なつた者

三 第二十一条、第二十三条又は第二十五条第三項の規定による命令に違反した者

四 第二十四条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

五 第二十六条第一項の規定に違反して保安技術者を選任しなかつた者

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項の規定に違反して事業用施設についての工事をした者

二 第十九条第四項において準用する第十六条第六項の規定に違反した者

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項又は第二十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

三 第二十七条又は第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十五条 事業用施設を損壊し、その他事業用施設の機能に障害を与えて石油輸送を妨害した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十六条 第八條第二項、第九條、第十五條第六項（第十九條第四項において準用する場合を含む。）又は第十九條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に石油パイプライン事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間）は、第五條第一項の許可を受けず、その事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、主務省令で定めるところにより、第五條第二項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出たときは、同條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第五條第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前項の規定による届出をした日から一月間は、第二十五條第一項及び第二十五條第二項の規定にかかわらず、石油輸送規程又は保安規程の認可を受けなくても、石油パイプライン事業を行なうことができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をする旨又はしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。

第三条 この法律の施行前に日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三條の規定による運輸大臣の認可を受けた石油パイプ

ラインに関する工事に係る事業用施設により日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業については、日本国有鉄道は、この法律の施行の日

に第五條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する事業用施設に関する第十五條第五項及び第六項、第十六條（第三項を除く。）並びに第十七條の規定の適用については、第十五條第五項中「第一項の認可に係る工事の計画」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三條の規定による認可を受けた工事に係る計画」と、第十六條第一項中「前條第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ」とあるのは「事業用施設についての工事を完成したときは」と、同條第二項第一号中「前條第一項の認可に係る工事の計画」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三條の規定による認可を受けた工事に係る計画」とする。

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（他の法律の一部改正）
第五條 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石油パイプライン事業であつてその事業の用に供する導管を主として鉄道事業の用に供する土地に設置して行なうもの及びその附帯事業の經營

第六條 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 石油パイプライン事業法（昭和四十二年法律第 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設

第七條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十

五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四十八号の次に次のように加える。

四十九 石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の変更の許可

石油パイプライン事業法（昭和四十二年法律第 号）	年法律第 号	許可件数	一件につき三万円
第五條第一項（石油パイプライン事業の許可）の石油パイプライン事業の許可又は同法第八條第一項（事業用施設の変更）の導管に係る変更の許可（導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。）			

第八條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第三十九号の三を第三十九号の四とし、第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 石油パイプライン事業に關し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第十三條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 石油パイプライン事業法（昭和四十二年法律第 号）の施行に關すること。

第九條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の十二の次に次の一号を加える。

十四の十二の二 石油パイプライン事業に關し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第二十二條第一項第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 石油パイプライン事業法（昭和四十二年法律第 号）の施行に關すること。

と（鉄道監督局及び航空局の所掌に属するものを除く。）。

第二十七條第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

る。

一の三 日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業に關する許可又は認可に關すること。

第二十八條の二第一項中第十号の三を第十号の四とし、第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 新東京国際空港公園が行なう石油パイプライン事業に關する許可又は認可に關すること。

第十條 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 石油パイプライン事業法（昭和四十二年法律第 号）の施行に關する事務を管理すること。

第四條第六項中「及び第十六号」を「から第十六号の二まで」に改める。

第十一條 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 石油パイプライン事業法（昭和四十二年法律第 号）第五條第二項第二号に規定する事業用施設についての工事の計画及び検査その他保安に關する事項

第十二條 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和 年法律第 号）の一部を次の

ように改正する。

第三百三十七条中、第三条の次に一条を加える改正規定中「七十三 石油精製業の許可に関する」とを「七十三 石油精製業の許可に関する」と。
七十三の二 石油パイプライン事業法（昭和 年法律第 号）の施行に関する」とに改め、第四条第一項の改正規定中「第三十七号とし、第三十九号の四を第三十七号の二とし」に改める。

第六百六十三条中、第三条の次に一条を加える改正規定中「十一 海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）の施行に属するものを除く。」を「十一の二 石油パイプライン事業法（昭和 年法律第 号）の施行に属するものを除く。」に改め、第四条第一項の改正規定中「第十一号とし、第十四号の十二の二を第十一号の二とし」に改める。

第九百九十四条中、第三条の改正規定中「及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）」を「地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）及び石油パイプライン事業法（昭和 年法律第 号）」に改める。

第二百四十四条中、第四条の改正規定中「第二十号まで」を「第二十一号まで」に、「同条第二十一号中」を「同条第二十二号中」に、「同条第二十二号」を「同条第二十一号」に改める。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業安定のための緊急措置に関する請願（第一三〇四号）

第一三〇四号 昭和四十七年三月三十一日受理
中小企業安定のための緊急措置に関する請願（百二十五通）

請願者 京都府綴喜郡田辺町府宮田辺団地

志水千代子外六百二十四名

紹介議員 柴田利右エ門君

円切り上げ・不況のしわ寄せをうけている中小業者の営業と生活の安定を図るため、緊急に、左記の措置をとりたい。

一、無担保・無保証人・無利子の「かけこみ資金」の特別融資制度をつくること。

二、中小業者だけの融資制度を改善し、融資わくを大きくひろげること。

三、下請代金の遅れを防止するため、中小業者を保護するきびしい措置をとること。

四、国や地方自治体の仕事を中小業者に優先してまわすように法律を改正すること。

四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、兵器の輸出の禁止に関する法律案（衆）

兵器の輸出の禁止に関する法律案
兵器の輸出の禁止に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、兵器の輸出が、国際緊張を高め、又は国際紛争を生じさせ、若しくは助長するおそれがあることにかんがみ、兵器の輸出の禁止について規定し、もつて国際平和に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「兵器」とは、次の各号に掲げる物をいう。

一 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する武器

二 駆逐艦、潜水艦、魚雷艇その他の艦船でその構造上又は機能上戦闘の用に供されるものとして製造（改造を含む。以下第三号及び第四号において同じ。）されるものであつて、政令で定めるもの

三 戦闘機、偵察機その他の航空機でその構造上又は機能上戦闘の用に供されるものとして製造されるものであつて、政令で定めるもの

四 装甲車、武器牽引車その他の車両でその構造上又は機能上戦闘の用に供されるものとして製造されるものであつて、政令で定めるもの

五 もつばら第二号から前号までに掲げる物に使用される部品（第一号に掲げる物を除く。）であつて、政令で定めるもの

（輸出の禁止）

第三条 何人も、兵器を輸出してはならない。

（罰則）

第四条 前条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行の際現に存する条約であつてこれに基づいてなされる兵器の輸出については、適用しない。

3 この法律の施行の際現に外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条及びこれに基づく命令の規定により兵器の輸出について通商産業大臣の承認を受け

昭和四十七年五月十一日印刷

昭和四十七年五月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局